

平成30年度第1回津市公契約審議会の会議結果報告

1 会議名	平成30年度 第1回津市公契約審議会
2 開催日時	平成30年8月7日（火）午前10時00分～
3 開催場所	津市役所本庁舎4階庁議室
4 出席した者の氏名	津市公契約審議会委員 奥田 正治 田邊 三郎 辻岡 利宏 西川 源誌 橋本 正治 村山 篤 （敬称略） （事務局） 総務部長 荒木忠徳、総務部次長 奥田寛次、調達契約担当参事兼調達契約課長 家城覚、調達契約課調整・物品調達契約担当主幹 柿木伸介、調達契約課工事契約担当主幹 岩城 孝、物品調達契約担当副主幹 伊藤良成、工事契約担当副主幹 岡本慎哉、工事契約担当主査 井原崇視
5 内容	1 委嘱状の交付 2 役員の選出 3 津市公契約条例の概要について 4 津市公契約条例の施行状況について 5 今後の課題について (1) 労働報酬下限額の試行について (2) 労働者の対象範囲について 6 その他
6 公開又は非公開	公開
7 傍聴者の数	2人
8 担当	総務部調達契約課 電話番号 059-229-3122

・ 議事の内容 下記のとおり

事務局

お待たせいたしました。本日は、皆様大変お忙しい中、お集まり頂きまして、誠にありがとうございます。

本日は、第1回目の審議会となりますが、会議に先立ちまして、津市公契約審議会委員に係る委嘱状の交付式を開催させていただきます。

本日、進行を、私、総務部調達契約課担当参事の家城が務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回、津市公契約審議会委員として、6名の方にご就任をお願いし

てございます。

ただ今から、市長より皆様に委嘱状を交付させていただきます。
それでは、市長、お願いします。

(委嘱状交付)

事務局

それでは、津市公契約審議会委員の委嘱に当たりまして、市長より、ご挨拶申し上げます。

市長

津市公契約条例制定後の初めての審議会ということで、皆様には初代審議会委員をお願いすることとなりました。どうぞよろしくお願い致します。

少し大きな話をさせていただきますが、私も地方行政に三十数年携わってきて、その間地方分権が進み、国から県へ、県から市へというように権限の委譲という流れがありました。私は市長にならせていただいて7年半が経とうとしていますが、市の行政のほとんどの分野について、市ができるようになってきていると思いますし、三十数年前はそうではなかったように思います。また、そういう中にあっても、労使関係については市の行政として関知しにくい部分であると思います。

公契約条例は津市が発注者として受注者にこういうことを守っていただきたいといったことをお願いしていくという条例です。調達契約課の職員は自分たちの契約についてはプロフェッショナルですが、その相手方の企業さんがどういうふうに労使関係を結んでいるかということについてはほとんど素人です。では、労使関係そのものを所管する部署はないかというと、津市においては商工観光部なんです。そこに労政関係を担当している部局がありますが、その職員たちも、津市が契約を結ぶ相手方の労使関係というような個別の話にまでは入っていません。従って、この条例を作るにあたって、我々が一番戸惑ったのは、どんなふうに企業さん方とそこで働く方々との関係があるのか、あるいは一人親方的な働き方をしている方々でどの部分が経営者でどの部分が労働者なのかといったところに入っていく部分については、慣れない分野であります。

そのような中で、津市入札等監視委員会の西川委員のところでも色々とお話を聞いてまいりました。それで、概ねこういう形で公契約条例を作っていこうという形は見えてきまして、労働報酬下限額という仕組みを作るかどうかという所まで来ましたが、そこからがわからない。

市長コラムにも条例制定の経緯を書いておりますので、ご覧いただきたいと思います。

その労と使のところで労働報酬下限額を設定することについて、職員は、労使両方の意見の板挟みになってしまったわけです。そのような中で、労働報酬下限額を決めてしまった自治体と、決めないとする自治体とにまっぴたつに分かれているわけです。この状況でどちらを

選択するかという時に我々としては労働者の側も経営者の側もプラスになるような労働報酬下限額の作り方はないだろうかと、労働者のことも経営者のことも両方プラスになるように物事を裁いておられる方々はいないだろうかと、こういう投げかけを職員にしたわけです。答えは社会保険労務士さんで、奥田委員をはじめとした社会保険労務士の方に御意見を伺ってみるよう指示しました。社会保険労務士と市町村との接点というのは非常に少なく、例えば市が主催する市民相談会にも御協力いただいているのですが、日常적으로お話をする機会ほとんどありません。私は政治家として社会保険労務士会さんに御指導いただいているので、もしかしたら私が一番近いところにいたかもしれません。そのような中で職員が御意見を伺ってきたところ、「社会保険労務士さんとは、企業からお金をいただいて企業のために仕事をしながら、かつその企業さんで働く労働者さんの権利をどう実現するかという部分の両方を追及されているのが社会保険労務士の仕事だということがわかった」ということでした。では、津市も労使双方がプラスになるような労働報酬下限額の仕組みを作れるのではないかと結論づけました。しかし、どういうふうに作っていいかわからない。公契約条例は待ったなしなので、条例は作るけれども、実際に労働報酬下限額を設定してみたらどうなるのかをやりながら、もうひとつはどういう方々に適用するべきかを一緒になって考えながら物事を決めようではないかということにしました。この条例は先送りしたのではないかとと言われることもありますが、私たちとしては決して先送りしたのではなくて、労働報酬下限額の制度は作るんだということを宣言した上で、労使ともに納得感のある形で作り上げるということを最高5年かけてやってみようじゃないかということ条例で宣言したという条例であります。そこで、そのことも含めてですが審議会を設置して、労働報酬下限額を定めることについて審議会で審議をお願いしながら、その他にもこの条例の全体に関わることで、条例の施行状況であるとか、条例の目的を達成するための施策に関する事項、その他市長が必要と認める事項について諮問をしていくという形になります。従いまして経済会からお二人、労働会からお二人、中立の機関からお二人としたのは決して審議会は労使がそれぞれの意見をぶつけ合うための場所ではなくて、一緒になってこの公契約条例を良いものにしていくということが、市長としての審議会設置の意図でございます。何卒、大変お世話になりますがよろしくお願い申し上げます。

事務局

ありがとうございました。

今回の審議会でございますが、初めての会議でございますので、皆様から、お一人ずつ簡単に自己紹介をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願い致します。

各委員

(各委員自己紹介)

事務局 皆さま、どうもありがとうございました。これにて津市公契約審議会委員の委嘱状の交付式を終了いたします。
それでは、ここで、市長は退席させていただきます。

事務局 それでは、第１回津市公契約条例審議会を開催させていただきます。会長の選任まで、事務局が進行をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。最初に、事務局職員を紹介させていただきます。

(事務局職員 紹介 省略)

事務局 では、「事項書２ 役員の選出」について、でございますが、津市公契約条例第１８条第１項の規定では、会長及び副会長は委員の互選により定めることとなっています。選任について如何いたしましょうか。

委員 事務局としてはどうですか。

事務局 事務局としては、津市入札等監視委員会において委員長をされており、本市の契約制度に精通されていることのみならず、津市公契約条例の制定にあたっても中立的な立場からご意見をいただいてまいりました西川委員が会長として適任ではないかと考えております。
また、副会長については、労働及び社会保険関連の法令を熟知し、社会保険労務士としてご活躍されている奥田委員が副会長として適任ではないかと考えております。

委員 異議なし

事務局 それでは、会長は、西川委員に、副会長は奥田委員にお願いしたいと思います。

事務局 会長、副会長、ご挨拶をお願いします。

会長 (会長挨拶)

副会長 (副会長挨拶)

事務局 ありがとうございました。以後、津市公契約条例第１９条第１項の規定に基づきまして、西川会長は議長として会議の進行についてよろしくお願いいたします。

会長 それでは、皆さまよろしくお願いいたします。まず、事項書の３に入る前に本審議会の会議の公開について決定したいと思います。まず、事務局の意見をお願いします。

- 事務局 本市における審議会等の会議の公開については、津市情報公開条例第23条において、不開示情報、いわゆる個人情報などが含まれる事項について審議等を行う場合や、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合を除いては、会議の原則公開を規定しています。
- このため、本委員会の会議につきましても、個人情報などが含まれる審議以外の会議におきましては、公開の方向で取り扱うことになるかと思われます。
- なお、事務上の手続きとしましては、「会議の開催の周知」→「会議の傍聴受付」→「会議の結果報告の公開」といった順序で行い、会議の結果報告については津市ホームページにて公開し、発言者名の特定はしないこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。
- 会長 分かりました。では、会議の公開について、ご意見、ご質問はございませんか。
- (質疑なし)
- 会長 本審議会は、原則どおり公開とします。なお、会議の結果報告については、津市ホームページにて公開し、発言者名の特定はしないこととします。
- 会長 それでは、議事を進めてまいります。活発かつ円滑な議事進行にご協力いただきますようお願いいたします。
- 「事項書3 津市公契約条例の概要について」ですが、まず事務局に説明を求めます。
- 事務局 (資料3-1「津市公契約条例の手引き」に基づき津市公契約条例の概要説明を行う)
- 会長 分かりました。では、津市公契約条例の概要について、何か御質問はありませんか。
- 委員 労働報酬下限額を審議会の意見を聴くなどして検討するとのことですが、市として何を基準に下限額を設定するお考えでしょうか。
- 事務局 詳細は事項書の5で御説明いたしますが、既に労働報酬下限額を設定している自治体は設計労務単価や市町村職員の初任給等を基準としているところですので、労働報酬下限額試行に当っては、まずは先行自治体の例を参考に下限額を設定したいと考えております。
- また、様々な基準で下限額の試行を行い、その結果を踏まえまして、こういったところを基準に下限額を定めることが望ましいのかを審議会で御審議いただきたいと考えています。

- 委員 労働報酬下限額というのは、使用者はそれ以上の金額を払わなければならないということですね。
- 事務局 はい。
- 委員 一次下請、二次下請、三次下請が公契約条例に違反したときは、元請の責任となるということですか。
- 事務局 労働者の賃金水準や労働条件を確保することが条例の目的であることから、下請、孫請業者で違反があったとしても、元請業者が連帯して責任を負うこととしています。
- 委員 元請が二次下請以下を管理するのは難しいのではないですか。
- 委員 先行自治体では、元請が「労働状況台帳」のような書類を下請の分も取りまとめた上で、元請分とあわせて発注者に提出するような形をとっています。発注者は、公告時に労働報酬下限額に係る書類は元請が下請分も取りまとめて発注者に提出する必要があることを発信し、受注者に周知しなければならないと思います。
津市は労働状況台帳の提出について、どのようにお考えでしょうか。
- 事務局 労働報酬下限額を設定している自治体では、契約締結後、最初の賃金支払い時と、最後の賃金支払い日に報告を求める形を取っている自治体が多いと聞いております。また、元請が下請を含め全ての労働状況台帳を取りまとめて報告をしているようです。
津市においても今後、試行を行う際に、報告の方法を検討していきたいと思います。
- 委員 公契約条例を制定している先行自治体を参考にしているとのことですが、先行自治体数はどのくらいあるのでしょうか。
- 事務局 津市が公契約条例を制定する直前の数値になりますが、合計35の自治体が条例を制定しておりまして、その内訳は賃金条項を制定している自治体が18、制定していない自治体が17となっております。
- 委員 労働報酬下限額を定めず、奈良県のように最低賃金額以上の賃金を支払うこととしている自治体もありますね。
- 委員 県内で公契約条例を制定している自治体は少ないですね。
- 事務局 津市と四日市市だけになります。

- 委員 四日市市は理念条例型と聞いていますが、賃金条項は定めていますか。
- 事務局 四日市市の条例では、賃金条項は定められていません。
- 会長 労働報酬下限額については、事項書5にありますので、後程改めて審議いたしましょう。
- 続いて、「事項書4 津市公契約条例の施行状況について」を議題といたします。4月以降の津市公契約条例の施行状況について、事務局に報告を求めます。
- 事務局 (資料「津市公契約条例の施行状況について」に基づき、津市公契約条例の施行状況について説明)
- ・発注者、労働者への周知状況
 - ・特定公契約に係る労働者からの相談受付状況
 - ・公契約、特定公契約の契約状況
- 会長 では、津市公契約条例の施行状況について、何かご質問はありませんか。
- 委員 津市公契約条例に関する特記仕様書には「公契約の解除等」という記載がありますが、条例に違反があれば罰則があるということでしょうか。また、労働報酬下限額はまだ定められていないので、下限額についての罰則はないという理解でよろしいですか。
- 事務局 委員のご理解のとおりです。事業者は、津市公契約条例に関する特記仕様書の内容、特定公契約につきましてはさらに労働環境の確保に係る誓約事項の内容も了知した上で入札等に参加していただいていますので、関係法令や津市公契約条例に違反があった場合は、罰則の対象となります。なお、現在は、労働報酬下限額については規定がございませんので、特定の賃金以上の支払いを誓約して契約しているものではございません。
- 委員 事業者に違反があるかどうかの確認は行っていますか。
- 事務局 関係法令違反については、例えば労働者から違反があるという客観的な情報を提供された場合は調査や立入検査を行うことができますこととしております。
- 委員 労働者は弱い立場にいますので、例えば労働基準監督署に違反を通報する等した後、通報者という立場でそのまま同じ会社で働き続けるのは難しいのでは。違反申出があれば調査を行うというのは労働者にとっては厳しいと思います。

- 事務局 条例では、違反申出をしたことを理由として、申出を行った労働者に対し不利益な取り扱いをしてはならないと定めてありますが、委員の御意見のとおり労働者からは申出を行うのが難しいことも想定されます。ただ、津市が労働関係法令違反について判断できる立場にはないため、客観的な事実が得られないと立ち入れないところがあります。
- 委員 労働者からの通報を待つよりも津市から積極的に調査を行っていった方がよいのではないのでしょうか。単に事業者が社会保険関係法令等を十分理解していないだけの悪質ではない場合もあるので、津市が事業者を調査・指導することにより、事業者を育成することも必要ではないのでしょうか。調査方法については、例えば、毎年いくつかの業者を抽出して調査する方法というものもあるのではないのでしょうか。
- 事務局 委員のご提案のとおり、いくつかの業者を抽出し調査をするという方法も1つの考えかと思います。そういった調査については審議会の御意見もいただきながら検討していきたいと思います。
- 委員 現在は、下限額が設定されていないので、労働者に支払う報酬の下限は最低賃金ということになるかと思いますが、今後、労働報酬下限額は業種別に設定する予定ですか。
- 事務局 工事と業務委託で共通した下限額を設定することは難しいと思います。
- 委員 津市では多くの業種の契約をしていると聞きますので、業種別に労働報酬下限額を決めていくのか検討が必要ではないのでしょうか。
- 委員 最低賃金は生活できるギリギリの賃金だと理解していますが、建設工事においては熟練工、未熟練工を同じ賃金にするのは難しいと思います。また、設計労務単価の100%を労働報酬下限額にすると、落札金額が上がる可能性があり、津市の財政を圧迫することになりますので、市民の理解を得るのは難しいと思います。先行自治体は設計労務単価の85%や90%を労働報酬下限額としている場合が多いですが、津市では何%程度を考えていますか。
- 事務局 設計労務単価を基準にするとか、どのような割合で設定するといった具体的な方向性は現時点ではございませんが、先行自治体の事例を参考に試行を行っていきたいと考えています。
- ただ、事業者に対し、下限額に係る業務を煩雑にしすぎると事業者の負担が増大してしまいますので、そうならないよう試行をしていきたいと考えています。
- 委員 設計書を見ても労務単価がわかるかといえばそうではありません。

例えば㎡当たりいくらというような記載になっており、労務単価が設計書に現れてきません。

委員の皆様で設計書の労務単価について理解を深めてから、下限額について、議論を進めたほうが良いと思います。先行自治体の労務単価に対する割合だけを参考に、津市の下限額を設定したとしますと、事業者等に対して、下限額の根拠を説明できないのではないのでしょうか。しっかりと時間をかけて議論した上で、下限額を設定したほうが良いと思います。

委員 先行自治体の下限額をそのまま津市の労働報酬下限額として適用するよりは、我々も納得した上で下限額を決めた方が良いと思います。

会長 いろいろ意見が出ているところですが、労働報酬下限額については次の事項書5で議論を進めていきたいと思います。

会長 それでは次に「事項書5（1）の労働報酬下限額の試行について」に移ります。
それでは事務局に説明を求めます。

事務局 （資料「今後の課題について」に基づき、労働報酬下限額の試行について説明）
・試行対象案件について
・試行に係る労働報酬下限額の案について
・試行スケジュールについて

会長 では、労働報酬下限額の試行について、何か質問はございませんか。

委員 建設関係の設計単価には個別単価、複合単価というものがあったり、歩掛りというのがあったり、最低賃金ばかりで計算はされませんので、労務単価が形態によって違ってくるわけです。
委託契約については入札ばかりでなく、随意契約もあるわけですが、そういった点も考慮した上での下限額というわけですね。

事務局 そのとおりです。

委員 工事と業務委託という2つだけではなく、契約方法等で1つ1つ分けて試行を行った方がよいのではないのでしょうか。このまま試行するとおぼろげな形になってしまわないかという懸念があります。
先行自治体を参考にだけでなく、津市独自のやり方で進んでいってはいかがでしょうか。

委員 労働報酬下限額の話をする、建設工事の話になりがちになるのですが、業務委託の話も複雑になるので、別々に議論してはどうですか。

事務局 事務局といたしましては、建設工事と業務委託を区別して審議を行った方が良いというのであれば、差し支えありません。

委員 先ほど事務局から設計労務単価の80%を労働報酬下限額として設定し、試行したいとの説明がありましたが、試行であっても、いきなり設計労務単価の何パーセントと決めるのはどうかと思います。何度とも言いますが、設計書の中で、「これは設計労務単価でみていますよ、この労務賃金でみていますよ」というのは私が見る限りで皆無です。ガードマンは何人というのは設計の中でわかりますが、他は設計労務単価があってもそれがどこで採用されているのかわかりません。設計労務単価は公表されており、わかりますが、設計書にその単価がどのように積み上げられているのかわかりません。
このような状況の中で「労働報酬下限額は設計労務単価の何パーセントですよ」、と決めてしまっても良いのでしょうか。

事務局 労働報酬下限額を、設計労務単価を基準としないのであれば、新たな基準について議論していく必要があると思います。

委員 建設業界で働く労働者は一律同じ技能があるわけではないと思いますし、建設業界に入って間もないいわゆる未熟練工に対して設計労務単価の金額を払うことができるかという現実、払えないと思いますので、熟練工と未熟練工で下限額を分けて設定することはできるのではないのでしょうか。ただ、熟練工と未熟練工をどのように区別するかは難しいですね。
また、先ほど意見が出ていましたが、設計書の情報を見せていただいて、我々も勉強したいと思っております。

事務局 津市の設計のあり方につきましては、次回の審議会でご説明させていただきます。

委員 同じ工事でもA社なら10人で施工し、B社なら15人で施工する場合もあります。そんな中で一律に下限額を定めるのはなかなか難しいように思います。

委員 設計労務単価は毎年10月頃に公表されていると思いますが、翌年度の工事は前年の設計労務単価を参考にしていますか。

事務局 翌年度当初に発注する工事については前年の設計労務単価で積算しています。

委員 設計書の単価は例えば㎡いくらとなっており、1時間いくらというふうになっていないのであれば、現状では労働報酬下限額を1時間いくらというように定めるのは難しいのではないのでしょうか。

- 委員 私は建設に関しては素人ですが、労働報酬下限額を定めるにあたっては設計や請負価格の中で労務の占める割合は市が公表しているのでしょうか。
- 委員 そういったものは多分無いと思います。
労働報酬下限額を決めるに先立って、簡単な設計書でいいのですが、設計書の内容について一度我々に説明をしていただきたい。
- 事務局 設計書の内容については専門部署とも協力しながら整理し、また説明等させていただきたいと思います。
- 委員 労働報酬下限額を決めるための根拠を持つためにも、設計書の内容を勉強していくという理解でよろしいですか。
- 事務局 労働者に支払われる賃金と設計の組み立ての中身を委員の皆様へ分析していただき、労働報酬下限額の設定に活用していただきたいと思います。そのような中で、設計労務単価を労働報酬下限額に適用するのは難しいのであれば、他の基準を考えなければならないと思います。
- 委員 設計にかかわったことが無い立場ではありますが、根拠はあった方が良いでしょうと思います。
- 委員 設計労務単価がどのように決定されているのか、その根拠は知りたいです。
- 委員 農林水産省及び国土交通省が所管する1,000万円以上の工事の中から無作為に抽出し、賃金台帳を確認するなどして決定されているかと思います。
- 委員 設計労務単価は、農林水産省や国土交通省が所管する公共工事に係る賃金を調査、分析した結果によるものであるもので、先行自治体が労働報酬下限額の基準として用いている根拠の一つであると思います。
設計労務単価は労働報酬下限額を設定する中で、重要なものではないかと思います。
- 事務局 市役所が積算するには、公の機関が適正な調査に基づいて信ぴょう性のある価格をもって積算する必要があります。設計労務単価は時間単位となっておりますが、先ほど委員がおっしゃられたように各事業者は例えば㎡単位で算出されているという話もあり、このズレをどうするのかという問題があります。
津市としてはまずは設計労務単価を元に試行をさせていただき、アンケートを行い、事業者の意見を聞き、実態を調べたいと考えていま

す。

試行をするにあたり、皆さんの御意見をお聞きしたいのですが。

会長 事務局から提案のありました労働報酬下限額の試行について、皆さんのご意見はいかがでしょうか。「まだ早い」というご意見でしょうか、それとも「やってみたい」というご意見でしょうか。

委員 まだ早いと思います。

委員 やった方がいいと思います。その結果、どういった労働状況台帳が出てくるのかを見てみたいと、思います。

委員 行政側が積算している単価と業界側で積算している単価の食い違いがあるので、その相違点をすり合わせてからの試行の方がいいんじゃないかと思います。

事務局 建設工事については、実際の実務の中での積算の部分を理解できないと試行に踏み切れないという部分があります。本市の設計の積み上げについては土木と建築では設計の組み方が違います。あまり専門的になっても難しいとは思いますが、ある程度わかりやすい形で審議会にお示しした上で試行へ踏み切りたいとは思っております。

ただ、事務局としては何とか試行をしたいという気持ちもありまして、試行結果をフィードバックして検証していきたいです。

その中で、市職員初任給（高等学校卒）を勘案した額を労働報酬下限額とした業務委託については数件試行させていただきたいと考えていますが、いかがでしょうか。

会長 工事を除いて、業務委託のみ試行をするということについてはいかがでしょうか。

（反対意見なし）

会長 それでは、業務委託の方は試行をしていただき、工事は後日資料等をそろえて議論をしていただくということによろしいでしょうか。

（反対意見なし）

会長 続きまして、「事項書５（２）の労働者の対象範囲について」に移ります。

それでは事務局に説明を求めます。

事務局 （資料「今後の課題について」に基づき、労働者の対象範囲について説明）

会長 労働者の対象範囲について、ご意見、ご質問はありませんか。

委員 過去には家の建築など、請負をする一人親方がいましたが、今は元請からの指示で手間請労働者が一人親方労災に加入している状況があります。賃金は1日いくらという形で、材料は持っていない、作業場も持っていないような状態であるにも関わらず、一人親方として判断され、条例の対象外となるのは厳しいと思います。手間請労働者として働く一人親方については条例の対象としていただければと思います。

しかし、材料持ちなのかどうか等の判断が難しいところではあります。県税事務所が個人事業税非課税の方にアンケート用紙を送付しています。その回答内容等を判断材料として、県税事務所が課税・非課税の判断をしているようです。必ずしも、アンケートを出したからと言って非課税になるわけではないですが、そういった資料を提出してもらって公契約条例における労働者とすべきかどうかの判断材料にさせていただくという方法もあると思います。ただ、この方法だと、事業主の方が手間請労働者に資料を出すように声をかけて、書類を取りまとめる必要があるので、事務としては大変だとは思いますが。

今後、一人親方を条例の対象としている先行自治体はどのような事務をしているのかの情報をいただきたいと思います。

会長 ほかにございますか。なければ「事項書6 その他」に移ります。事務局から何かありますか。

事務局 (次回審議会の開催日程について提案)
・11月頃開催予定

会長 次回の公契約審議会は11月頃開催とのことでよろしいでしょうか。
(意見無し)

会長 では、次回審議会は11月頃ということで、日時、場所及び詳細については後日事務局から連絡をしてもらうことといたします。

会長 他にございますか。
特に無いようですので、本日の会議はこれで終わりたいと思います。長時間にわたり、ありがとうございました。

平成30年度第1回津市公契約審議会事項書

平成30年8月7日（火）午前10時00分

津市本庁舎4階 庁議室

- 1 委嘱状の交付
- 2 役員の選出
- 3 津市公契約条例の概要について
- 4 津市公契約条例の施行状況について
- 5 今後の課題について
 - (1) 労働報酬下限額の試行について
 - (2) 労働者の対象範囲について
- 6 その他

津市公契約審議会委員名簿

(敬称略、五十音順)

氏 名	所属団体
奥 田 正 治	三重県社会保険労務士会
田 邊 三 郎	津商工会議所
辻 岡 利 宏	連合三重津地域協議会
西 川 源 誌	津市入札等監視委員会
橋 本 正 治	津商工会議所
村 山 篤	三重県建設労働組合津支部

4 津市公契約条例の施行状況について

(1) 現状

事業者及び労働者に対して、津市公契約条例（以下「条例」という。）を広く周知するため、本市ホームページに資料 1「津市公契約条例」、資料 2「津市公契約条例施行規則」及び資料 3－1「津市公契約条例の手引き」を掲載しています。

事業者に対しては、発注する工事又は業務委託が条例の適用を受ける案件であることを指名通知書に明記するとともに、これまでの指名通知一式に津市公契約条例に関する特記仕様書等の条例に関係する書類（以下「関係書類」という。）を添付し通知しています。

受注者に対しては、契約書に関係書類を添付し、条例の規定に基づく受注者等の責務を受注者及び受注関係者（下請業者等）（以下「受注者等」という。）が了解した上で契約を締結することとしています。

特定公契約に従事する労働者に対しては、相談窓口を調達契約課及び水道総務課に設置していますが、現在ところ相談を受け付けたことはありません。

なお、条例に係る契約事務については、資料 4「公契約条例に係る契約事務の手引」に基づき執行しています。

(2) 契約件数

条例の対象となる公契約（本市が発注する工事、製造その他の請負及び業務委託）及び特定公契約（公契約のうち建設工事及び清掃、警備等人的経費の割合が高い業務委託。）の契約状況については、平成 30 年 7 月末日時点で次のとおりとなっています。

項目		契約件数	
		津 市	上下水道局
公 契 約		1 3 1 1	3 8 8
特定公契約		8 3 0	2 8 3
工事請負契約		1 2 6	1 9 4
業務委託契約		7 0 4	8 9
清掃業務		8 8	4
人的警備業務		1 9	0
施設の管理業務		2 5	1 6
設備の運転管理業務又は保守業務		5 2 2	6 1
工事に付随する業務（設計、測量、地質調査等）		5 0	8

5 今後の課題について

(1) 労働報酬下限額の試行について

労働報酬下限額とは、本市の公契約に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、労働者に一定の賃金額を保証するものであり、受注者等から労働者に対して支払われる1時間当たりの労働報酬の下限額を本市が設定しようとするものです。

条例においては、発注者の責務として、この労働報酬下限額を定めることについて検討することを規定し、条例施行後5年以内に、必要な措置を講ずるものとしています。

また、検討にあたっては、労働報酬下限額の設定が本市の公契約に従事する労働者の労働環境の確保等のため有効に作用し、かつ、事業者等にとって過度な負担とならない方法であって、労使双方から理解される施策となるよう、労働報酬下限額の試行運用や、その試行結果等について、津市公契約審議会の意見を聴くなどして、検討することとしています。

これらのことから、検討の資料とするため、期限までの毎年度に複数の案件を抽出し、試行的に労働報酬下限額を設定した契約を締結します。なお、試行に係る事務の主体については、調達契約課又は水道総務課とします。

ア 試行の対象とする案件及び件数

特定公契約の中から複数の案件を抽出し、抽出した案件及びその案件に係る労働者を試行の対象とします。

(ア) 工事請負契約

予定価格1,000万円以上の案件を複数件（概ね3件～5件程度）抽出します。

(イ) 業務委託契約

予定価格1,000万円以上の案件を複数件（概ね3件～5件程度）抽出します。

(ウ) 共通事項

予定価格は、税込み（消費税及び地方消費税相当額込み）の金額とします。

契約方法（一般競争入札、指名競争入札、随意契約）の別は考慮しないこととします。

イ 試行に使用する労働報酬下限額

試行において使用する労働報酬下限額については、公契約条例に賃

金条項を設け施行している他市の事例を参考に、次のとおり基準となる単価等により設定することとします。

(ア) 工事請負契約

公共工事設計労務単価の 80 %

※熟練労働者以外の者は市職員初任給（高等学校卒）

(イ) 業務委託契約

市職員初任給（高等学校卒）を勘案した額

公務員の初任給に関しては、その水準は、同年齢の標準生計費を下回らないよう設計されており、市職員の給与は、人事院勧告に基づくものであり、社会一般の情勢に適応した給与を確保する機能を有し、民間事業者の給与水準と均衡させることが基本となっています。

したがって、公務員の初任給を基準とすることは、標準的な生計費を賄うという観点からは、合理的であると言えるし、仮に市直営で職員が業務を行う場合を想定したとしても合理的であると考えます。

ウ 試行に係るスケジュール等

資料 5 「労働報酬下限額試行に係るスケジュール等」のとおりに

(2) 労働者の対象範囲について

労働者の対象範囲は津市公契約条例第 2 条第 2 号において「公契約に係る業務等に従事する労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 9 条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。」と規定されており、いわゆる一人親方については、対象としていません。

しかしながら、一人親方については、使用者と雇用関係になく、事業者としての側面もある一方、使用者の指揮命令に従い自らが提供する労務の対価を得るために手間請労働者として作業に従事することも現実的に多く見られます。このような労働者と同一性が認められ、労働者と同じような働き方をしている場合には、労働者の範囲に含めることができるものとも考えられます。

このような手間請労働者に対しては、労働報酬下限額を適用することの必要性についても検討していく必要があることから、労働報酬下限額を定めることの検討と併せて検討することとします。

使用者の指揮命令に従い労務のみを提供する手間請労働者（いわゆる一人親方）については対象としていませんが、その一方で、既に公契約条例を施行している他の自治体においては、指定管理者や一人親方を対象としている事例もあります。

しかしながら、一人親方については、「事業主」としての側面と、「労働者性」といった側面を有し、法的にも労働者と同一視することは難しいところであり、条例における労働者とするにあたっては、その労働者性が問題となることも少なくないことから、本市では、今後、本審議会や労働者団体、事業者団体等の意見を聴きながら、対象に含めることについて、労働報酬下限額を定めることの検討と合わせて検討することとします。

津市公契約条例

平成 2 9 年 1 2 月 2 1 日津市条例第 2 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、公契約における事業者間の競争の激化、落札価格の下落等による労働者の賃金その他の労働環境の悪化が懸念されることに鑑み、公契約に係る基本方針並びに本市及び受注者等の責務を定め、並びにこれらに基づく施策を実施することにより、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図り、もって労働者が労働意欲にあふれ、かつ、住民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 本市が発注する工事、製造その他の請負及び業務委託の契約をいう。
- (2) 労働者 公契約に係る業務等に従事する労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）第 9 条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。
- (3) 受注者等 受注者及び受注関係者をいう。
- (4) 受注者 本市と公契約を締結する者をいう。
- (5) 受注関係者 次に掲げる者をいう。

ア 下請契約、再委託契約等（以下「下請契約等」という。）により、公契約に係る業務等の一部に携わる事業者

イ 公契約に係る業務等に労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 6 0 年法律第 8 8 号）第 2 条第 1 号に規定する労働者派遣を行う者

(基本方針)

第 3 条 公契約に係る基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 労働者の適正な労働環境を確保すること。
- (2) 品質及び適正な履行を確保すること。
- (3) 入札及び契約の公正性、透明性及び競争性を確保すること。

- (4) 不正行為を防止すること。
- (5) 地域経済及び地域社会の健全な発展を図ること。

(本市の責務)

第4条 本市は、前条に定める基本方針に基づき、この条例の目的を達成するために必要な施策を講じなければならない。

- 2 本市は、労働報酬下限額（受注者等が労働者に支払う報酬の下限とすべき額をいう。附則第2項において同じ。）を定めることについて検討しなければならない。この場合において、市長は、第15条第1項に規定する津市公契約審議会（以下「審議会」という。）その他市長が必要と認める者の意見を聴かなければならない。
- 3 本市は、受注者等が労働者の適正な労働環境を確保し、及び公契約を適正に履行するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 本市は、公契約に関し説明責任を果たすとともに、不正行為を未然に防止し、並びに適正な契約行為及び履行が行われていることを明らかにするために、公契約に関する情報の公表に努めなければならない。
- 5 本市は、公契約の性質及び目的を踏まえた適正な契約方法を選択しなければならない。
- 6 本市は、公契約の適正な履行及び良好な品質を確保するため、取引の実例価格、需給の状況等を考慮し、予定価格、納期その他の契約条件が適切なものとなるよう努めなければならない。
- 7 本市は、予算の適正かつ合理的な執行に留意するとともに、地域経済の健全な発展のため、公契約に係る業務等の重要性、緊急性及び効率性を考慮し、公契約の適正な発注に努めなければならない。

(受注者等の責務)

第5条 受注者等は、関係法令及びこの条例の規定を遵守しなければならない。

- 2 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。
- 3 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。
- 4 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。

5 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。

6 受注者等は、第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

（誓約）

第6条 受注者等は、自らが締結し、又は携わる公契約が規則で定める契約（以下「特定公契約」という。）に該当するときは、市長等に対し、労働者の適正な労働環境の確保に関し規則で定める事項（以下「誓約事項」という。）について誓約しなければならない。

（報告及び立入検査）

第7条 市長等は、この条例の規定又は誓約事項の遵守状況を確認するために必要があると認めるときは、受注者等に必要な報告を求め、又はその職員に当該受注者等の事務所、事業所等に立ち入り、関係書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

（是正措置）

第8条 市長等は、受注者等がこの条例の規定又は誓約事項に違反していると認めるときは、当該違反を速やかに是正するために必要な措置を講ずることを命じなければならない。

2 受注者等は、前項の規定により違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられたときは、速やかに是正の措置を講じ、市長等に当該措置の内容を報告しなければならない。

（労働者の申出等）

第9条 特定公契約に係る労働者は、受注者等がこの条例の規定又は誓約事項に違反している疑いがあると思料するときは、市長等にその旨を申し出ることができる。

2 市長等は、前項の規定による申出（以下「違反申出」という。）の内容が、規則で定める関係法令に関する違反情報であるときは、必要に応じて関係機関へ通報するものとする。

（相談窓口の設置）

第10条 市長等は、違反申出に応じるため、相談窓口を設置するものとする。

(不利益取扱いの禁止)

第 1 1 条 受注者等は、労働者が違反申出をしたことを理由として、当該労働者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

(労働者への周知)

第 1 2 条 受注者等は、特定公契約に係る労働者に対し、次に掲げる事項を業務等が実施される現場の見やすい場所に掲示し、又は書面を交付する方法により周知しなければならない。

- (1) 当該特定公契約の名称
- (2) 受注者等の責務及び誓約事項
- (3) 違反申出に係る制度の概要及び第 1 0 条に規定する相談窓口の連絡先
(公契約の解除等)

第 1 3 条 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。

- (1) 第 7 条第 1 項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
- (2) 第 8 条第 1 項の規定による命令に従わないとき。
- (3) 第 8 条第 2 項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、この条例の規定に違反したとき。
- (5) 誓約事項に違反したとき。

2 前項の規定により公契約を解除した場合において、受注者等に損害が生じても、本市はその損害を賠償する責任を負わない。

(損害賠償)

第 1 4 条 受注者等は、前条第 1 項の規定による公契約の解除によって本市に損害が生じたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長等がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

(審議会の設置等)

第 1 5 条 公契約の適切な運用を図るため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定に基づき、審議会を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) この条例の施行状況に関する事項
- (2) この条例の目的を達成するための施策に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

3 審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、同項に規定する事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第16条 審議会は、委員6人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 事業者団体関係者

(2) 労働者団体関係者

(3) 識見を有する者

(委員の任期)

第17条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第18条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第19条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 審議会の庶務は、総務部において処理する。

6 第15条から前項までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 労働報酬下限額については、第4条第2項の規定による検討を行い、その結果に基づいて、この条例の施行後5年以内に、必要な措置を講ずるものと

する。

津市公契約条例施行規則

平成30年3月30日津市規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、津市公契約条例（平成29年津市条例第22号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(特定公契約)

第3条 条例第6条の規則で定める契約は、次に掲げる契約とする。

- (1) 工事の請負契約
- (2) 次に掲げる業務の委託契約
 - ア 清掃業務
 - イ 人的警備業務
 - ウ 施設の管理業務
 - エ 設備の運転管理業務又は保守業務
 - オ 工事に付随する設計等業務
 - カ その他市長が指定する業務

(誓約事項)

第4条 条例第6条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第8条に掲げる関係法令（次号において単に「関係法令」という。）を遵守すること。
- (2) 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、直ちに市長へ報告すること。
- (3) 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。
- (4) 労働者が条例第9条第1項の規定による申出（以下「違反申出」という。）をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。
- (5) 労働者に対し、条例の内容について周知すること。

(6) 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。

(7) 市長が行う施策に協力すること。

(報告及び立入検査)

第5条 条例第7条第1項の規定による報告の求めは、労働環境等報告要求書(第1号様式)により行うものとする。

2 条例第7条第1項の規定による報告は、市長が指定する日までに労働環境等報告書(第2号様式)により行わなければならない。

3 条例第7条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第3号様式)とする。

(是正措置)

第6条 条例第8条第1項の規定による命令は、是正措置命令書(第4号様式)により行うものとする。

2 条例第8条第2項の規定による報告は、市長が指定する日までに是正措置報告書(第5号様式)により行わなければならない。

(違反申出等)

第7条 違反申出は、労働環境等申出書(第6号様式)に事実を証する資料を添付して行わなければならない。

2 市長は、違反申出をした労働者に対し、対応結果を報告するときは、労働環境等の申出に対する報告書(第7号様式)により行うものとする。

(関係法令)

第8条 条例第9条第2項の規則で定める関係法令は、次に掲げる法令とする。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)

(2) 労働基準法(昭和22年法律第49号)

(3) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)

(4) 下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号)

(5) 最低賃金法(昭和34年法律第137号)

(6) 中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)

(7) 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)

(8) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)

(9) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)

- (10) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 6 0 年法律第 8 8 号）
- (11) 労働契約法（平成 1 9 年法律第 1 2 8 号）
- (12) 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成 2 8 年法律第 1 1 1 号）
- (13) 前各号に掲げる法律に基づく命令
（委任）

第 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

労働環境等報告要求書

（記 号 番 号）
年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

津市公契約条例第 7 条第 1 項の規定により、下記の内容について、報告を求めます。

記

調 査 内 容	
報 告 期 限	年 月 日

第 2 号様式（第 5 条関係）

労働環境等報告書

年 月 日

（宛先）津市長

所在地
報告者 事業者名
代表者の役職・氏名 ⑩

年 月 日付け（記号番号）で報告の求めのありました下
記の内容について報告します。

記

調 査 内 容	
報 告 内 容	

第 3 号様式（第 5 条関係）

身分証明書

所 属

職 名

氏 名

上記の者は、津市公契約条例第 7 条第 1 項の規定による立入検査の
権限を有する者であることを証明する。

有効期限 年 月 日から 年 月 日まで

津市長 （氏 名） 印

第 4 号様式（第 6 条関係）

是正措置命令書

（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

下記のとおり 津市公契約条例の規定に違反していますので、津市公契約
誓 約 事 項

条例第 8 条第 1 項の規定により是正措置を講ずることを命じます。

速やかに是正措置を講じ、当該措置の内容を報告してください。

記

対象工事・業務等 の 名 称	
違 反 の 内 容	
命 令 の 内 容	
報 告 期 限	年 月 日

第 5 号様式（第 6 条関係）

是正措置報告書

年 月 日

（宛先） 津市長

所在地
報告者 事業者名
代表者の役職・氏名 ⑩

年 月 日付け（記号番号）で是正措置命令のありました
下記の内容について、津市公契約条例第 8 条第 2 項の規定により、是正措置
を行いましたので、下記のとおり報告します。

記

措置日	
命令の内容	
是正措置の 内 容	

第 6 号様式（第 7 条関係）

労働環境等申出書

年 月 日

（宛先） 津市長

住 所
申出者 氏 名 ㊞
連 絡 先

津市公契約条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。

記

雇 用 事 業 者 名	
対 象 工 事 ・ 業 務 等 の 名 称	
公 契 約 従 事 期 間	
対 応 結 果 の 報 告	該当するものに○を記載してください。
	希望する 希望しない
申 出 内 容	

第 7 号様式（第 7 条関係）

（記 号 番 号）
年 月 日

労働環境等の申出に対する報告書

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

津市公契約条例施行規則第 7 条第 2 項の規定に基づき、 年 月
日に申出のありました内容について、下記のとおり対応しましたので報告します。

記

申 出 内 容	
対 応 内 容	

平成 3 0 年度

津市公契約条例の手引

平成 3 0 年 4 月

津 市

目 次

1 津市公契約条例の目的	1
2 条例の対象となる公契約、受注者等及び労働者の範囲	2
3 公契約等に係る入札等の参加について	3
4 受注者等のみなさまへ	4
5 特定公契約に係る労働者のみなさまへ	7
6 条例等遵守の確認について	8
7 公契約の解除等について	8
8 労働報酬下限額の試行について	9
※ 条例に係る概略図（公契約締結の場合、特定公契約締結の場合）	10

【例 規】

・ 津市公契約条例	11
・ 津市公契約条例施行規則	17

【様 式】 ※別冊「津市公契約条例の手引・様式集」を参照

・ 様式 1	津市公契約条例に関する特記仕様書
・ 様式 2	労働環境の確保に係る誓約事項
・ 第 1 号様式	労働環境等報告要求書
・ 第 2 号様式	労働環境等報告書
・ 第 4 号様式	是正措置命令書
・ 第 5 号様式	是正措置報告書
・ 第 6 号様式	労働環境等申出書
・ 第 7 号様式	労働環境等の申出に対する報告書

用語の定義

本手引きにおける用語の意義は、次のとおりとします。

- ・労働者

公契約に係る業務等に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。

- ・受注者等

受注者及び受注関係者をいう。

- ・受注者

本市と公契約を締結する者をいう。

- ・受注関係者

ア 下請契約、再委託契約等（以下「下請契約等」という。）により、公契約に係る業務等の一部に携わる事業者をいう。

イ 公契約に係る業務等に労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第1号に規定する労働者派遣を行う者をいう。

- ・市長等

公契約を締結する市長、上下水道事業管理者をいう。

1 津市公契約条例の目的

公契約とは、国や地方自治体等の公的機関が民間事業者等に発注する公共事業に係る契約のことをいい、公契約において、厳しい価格競争を原因とした低価格入札等が引き起こす、業務に従事する労働者へのしわ寄せを防止し、労働者の適正な賃金水準やその他の労働条件等を確保することを主な目的としたのが公契約条例です。

本市においては、本市が発注する工事、製造その他の請負及び業務委託の契約（以下「公契約」という。）における事業者間の競争の激化、落札価格の下落等による労働者の賃金その他の労働環境の悪化が懸念されることに鑑み、公契約に係る基本方針並びに本市及び受注者等の責務を定め、並びにこれらに基づく施策を実施することにより、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図り、もって労働者が労働意欲にあふれ、かつ、住民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的として、津市公契約条例（平成２９年１２月２１日条例第２２号。以下「条例」という。）を制定し、平成３０年４月１日から施行します。

詳しくは、津公契約条例（１１頁～）、津公契約条例施行規則（１７頁～）を御確認ください。



2 条例の対象となる公契約、受注者等及び労働者の範囲

(1) 条例の対象となる公契約の範囲

本市が発注する工事、製造その他の請負及び業務委託の契約

(2) 特定公契約の範囲

条例の対象となる公契約のうち、建設工事及び清掃、警備等人的経費の割合が高い業務委託を「特定公契約」として津市公契約条例施行規則（以下「規則」という。）で定めています。

なお、規則で定める特定公契約については次のとおりです。

ア 工事の請負契約

イ 次に掲げる業務の委託契約

- (ア) 清掃業務
- (イ) 人的警備業務
- (ウ) 施設の管理業務
- (エ) 設備の運転管理業務又は保守業務
- (オ) 工事に付随する業務（設計、測量、地質調査等）
- (カ) その他市長が指定する業務

(3) 条例の対象となる受注者等の範囲

本市と公契約を締結する受注者及び受注関係者

(4) 条例の対象となる労働者の範囲

公契約に係る業務等に従事する労働者

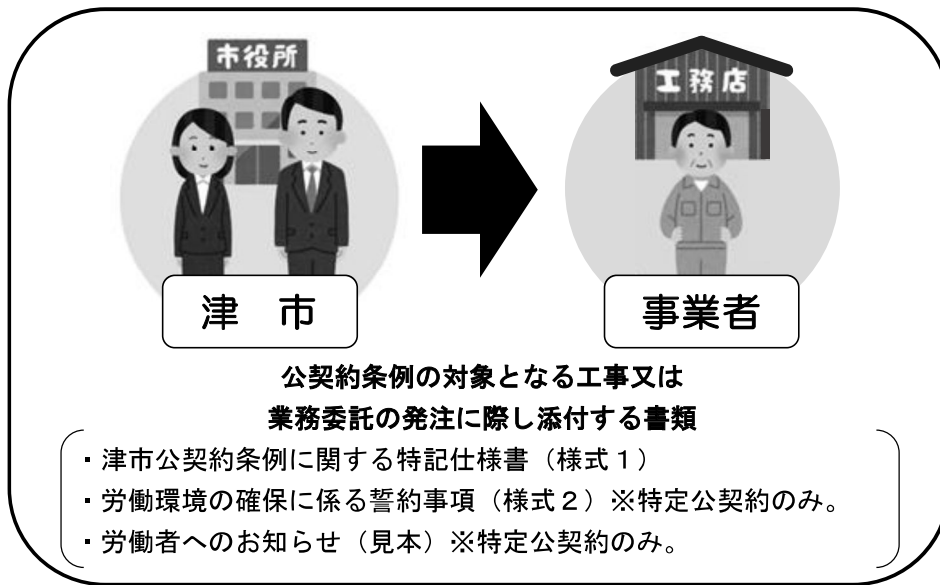
例）正社員、パートタイマー、アルバイト、日雇い労働者、派遣労働者

※事務員や個人事業主（一人親方）、指定管理は対象外です。

3 公契約等に係る入札等の参加について

公契約条例の対象となる工事又は業務委託を発注する際は、入札等に係る公告又は指名通知等において、「当該契約が条例の対象であること」「受注者等となった場合の責務」などについて津市公契約条例に関する特記仕様書等に明記して発注します。

このため、公契約条例の対象となる発注に関し、入札等に参加する事業者にとっては、特記仕様書等に明記された内容を了解した上で入札等に参加してください。



4 受注者等のみなさまへ

条例に規定する受注者等の責務等については次のとおりです。

なお、受注者等にあつては、これらについて遵守し、工事又は業務を履行しなければなりません。

(1) 受注者等の責務

ア 受注者等は、規則で定める関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。

※ 規則で定める関係法令

- ・ 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- ・ 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）
- ・ 下請代金支払遅延等防止法（昭和 31 年法律第 120 号）
- ・ 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- ・ 中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）
- ・ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- ・ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）
- ・ 労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）
- ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成 28 年法律第 111 号）
- ・ 上記に掲げる法律に基づく命令

イ 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。

ウ 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。

エ 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。

オ 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。

カ 受注者等は、条例第 7 条第 1 項の規定に基づき市長等が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

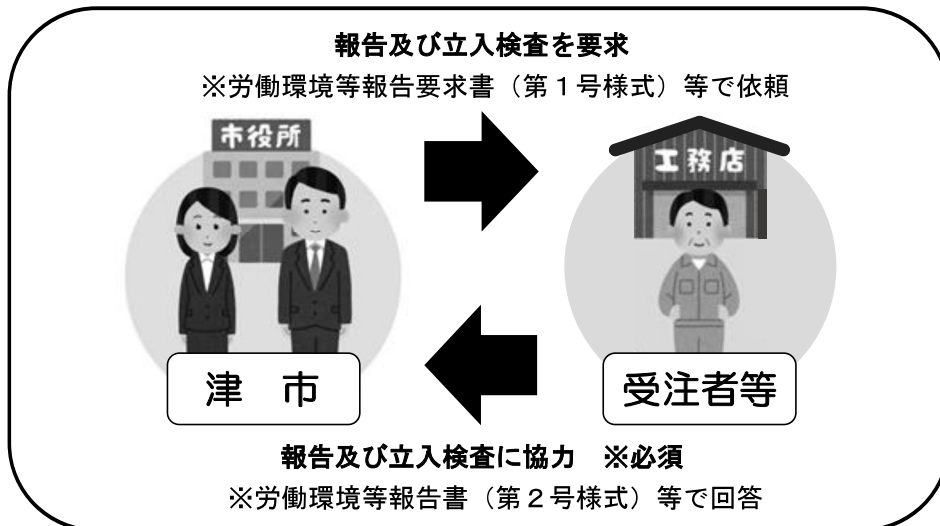
※条例第 7 条第 1 項 抜粋

（報告及び立入検査）

第 7 条 市長等は、この条例の規定又は誓約事項の遵守状況を確認するために必要があると認めるときは、受注者等に必要な報告を求め、又はその職員に当該受注者等の事務所、事業所等に立ち入り、関係書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(2) 報告及び立入検査への協力

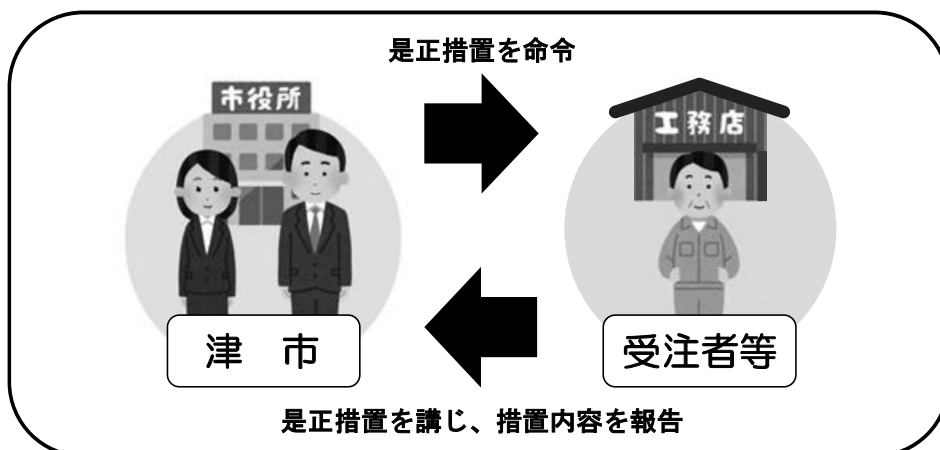
受注者等の条例の規定（特定公契約にあっては誓約事項も含む。以下「条例等」という。）の遵守状況を確認するため、受注者等に対し、必要な報告、事務所・事業所等への立ち入り、関係書類その他の物件の検査、若しくは関係者への質問を求める場合がありますので、受注者等は必ず協力しなければなりません。



(3) 是正措置

受注者等が条例等に違反していると認められる場合は、是正措置命令通知書（第4号様式）により当該違反を是正するために必要な措置を速やかに講ずるよう命じます。

受注者等にあっては、是正措置を速やかに講ずるとともに、講じた措置内容を是正措置報告書（第5号様式）により必ず報告しなければなりません。



(4) 特定公契約にあっては、(1)～(3)に加え、次のことについても遵守又は履行しなければなりません。

ア 誓約

受注者等は、特定公契約を自らが締結し、又は携わるときは、労働環境の確保に係る誓約事項（様式2）（以下「誓約事項」という。）を了解した上で当該契約を締結しなければなりません。

なお、誓約事項については、契約書に添付します。

イ 労働者への周知

受注者等は、特定公契約に係る労働者に対し、次のことについて業務等が実施され

る現場の見やすい場所に掲示し、又は書面を交付する方法により周知しなければなりません。

(7) 当該特定公契約の名称

(イ) 受注者等の責務及び誓約事項

(ウ) 労働者が市の相談窓口へ申出をすることができること及びその申出先

なお、書面については、契約締結の際に見本をお渡ししますので、当該見本を参考に受注者等において作成してください。

ウ 不利益取扱いの禁止

条例の規定により、特定公契約に係る労働者は、受注者等が条例等に違反している疑いがあると思料するときは市の相談窓口はその旨を申し出ること（以下「違反申出」という。）ができます。また、受注者等にあつては、労働者が違反申出を行った場合に、そのことを理由に、当該労働者に対して、不利益な取扱いをしてはなりません。

5 特定公契約に係る労働者のみなさまへ

特定公契約に当たる工事又は業務委託に携わる労働者は、条例の規定により、市の相談窓口を受注者等に係る違反申出をすることができます。また、実際に違反申出を行った場合に、そのことを理由に、受注者等から当該労働者が不利益な取扱いをされることはありません。

なお、違反申出する場合については、次のとおりです。

- (1) 違反申出については、本市指定の申出書（労働環境等申出書（第6号様式））に事実を証する書類を添付し行ってください。

なお、当該申出書は、(3)の相談窓口のほか、契約担当課及び津市ホームページ（<http://www.info.city.tsu.mie.jp/>）より入手することができます。

- (2) 違反申出の方法については、(3)の相談窓口には持参又は郵送してください。

- (3) 違反申出に係る相談窓口

ア 発注者が市長の場合

津市総務部調達契約課物品調達契約担当又は工事契約担当

・所在地：〒514-8611 三重県津市西丸之内 23 番 1 号（津市役所本庁舎 7 階）

・電 話：物品調達契約担当 059-229-3121

工事契約担当 059-229-3122

イ 発注者が上下水道事業管理者の場合

津市水道局水道総務課契約財産担当

・所在地：〒514-0073 三重県津市殿村 5 番地

・電 話：059-237-5803

※ 違反申出に係る対応結果の報告

労働環境等申出書（第6号様式）の該当欄をチェックし、違反申出に係る対応結果の報告を希望された場合は、当該申出への対応が済み次第、書面（労働環境等の申出に対する報告書（第7号様式））にて回答します。

6 条例等遵守の確認について

「4 受注者等のみなさまへ」にもあるように、受注者等は、条例等を遵守しなければなりません。そのため、本市としては、受注者等の条例等の遵守状況の確認を次のとおり実施する場合がありますので、その際には受注者等は必ず協力しなければなりません。

なお、遵守状況を確認した結果、受注者等が条例等に違反していると認められる場合の措置については次のとおりです。

(1) 条例等の遵守確認

条例等の遵守状況を確認するために必要があると認めるときは、報告及び立入検査として、受注者等に必要な報告を求め、又は当該受注者等の事務所、事業所等に立ち入り、関係書類その他の物件を検査及び関係者への質問を行います。

(2) 条例等に違反している場合の措置

ア 是正措置命令

(1)の報告及び立入検査の結果、受注者等が条例等に違反していると認められるときは、当該違反を是正するために必要な措置を速やかに講ずることを是正措置命令書（第4号様式）命じます。

なお、受注者等は、市から違反を是正するために必要な措置を講ずることを命じられたときは、速やかに是正措置を講じ、当該措置の内容を是正措置報告書（第5号様式）により報告してください。

イ 関係機関への通報

特定公契約に係る労働者からの違反申出の内容が、規則で定める関係法令に関する違反情報であるときは、必要に応じて関係機関へ通報します。

なお、規則で定める関係法令については、「4 受注者等のみなさまへ (1) 受注者等の責務 ア」を確認してください。

7 公契約の解除等について

受注者等が次のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ります。

- (1) 受注者等が、「6 条例等遵守の確認について (1) 条例等の遵守確認」にある報告等について、その報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
- (2) 本市からの是正措置命令に従わないとき。
- (3) 受注者等が、「6 条例等遵守の確認について (2) 条例等に違反している場合の措置 ア 是正措置命令」にある報告について、その報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。
- (5) 誓約事項に違反したとき。（特定公契約に限る。）

8 労働報酬下限額の試行について

労働報酬下限額とは、本市の公契約に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、労働者に一定の賃金額を保証するものであり、受注者等から労働者に対して支払われる1時間当たりの労働報酬の下限額を本市が設定しようとするものです。

本市では、条例において、発注者の責務として、この労働報酬下限額を定めることについて検討することを規定し、条例施行後5年以内に、必要な措置を講ずるものとしています。

また、検討にあたっては、労働報酬下限額の設定が本市の公契約に従事する労働者の労働環境の確保等のため有効に作用し、かつ、事業者等にとって過度な負担とならない方法であって、労使双方から理解される施策となるよう、労働報酬下限額の試行運用や、その試行結果等について、労使双方の代表者や中立的な立場の有識者から成る公契約審議会の意見を聞くなどして、検討することとしています。

※公契約審議会とは。

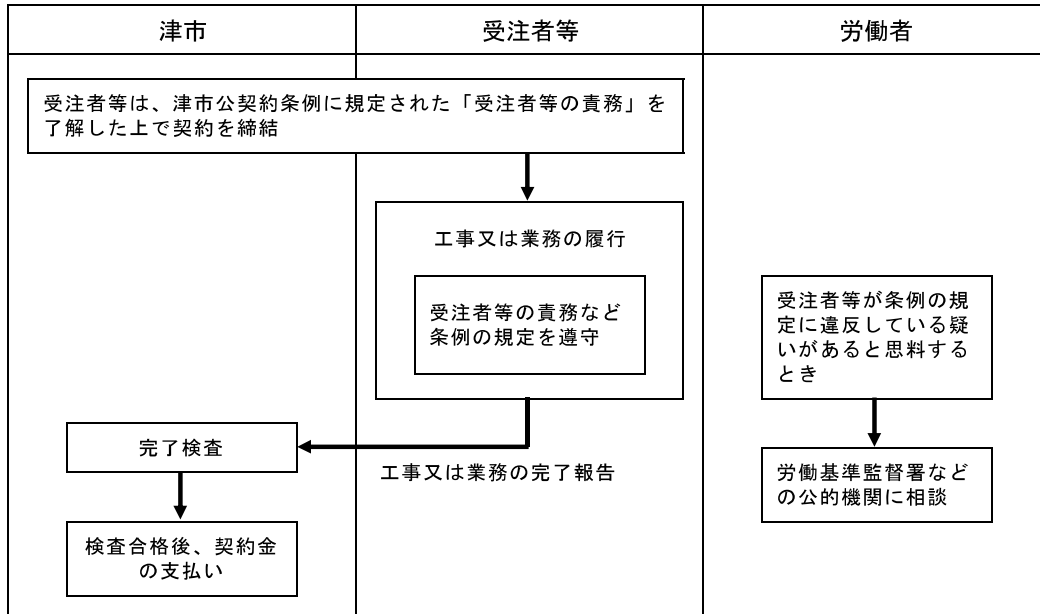
公契約の適切な運用を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、労働団体関係者、事業者団体関係者及び有識者等で構成する審議会をいう。

当該審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議を行うほか、当該事項について市長に意見を述べることができる。

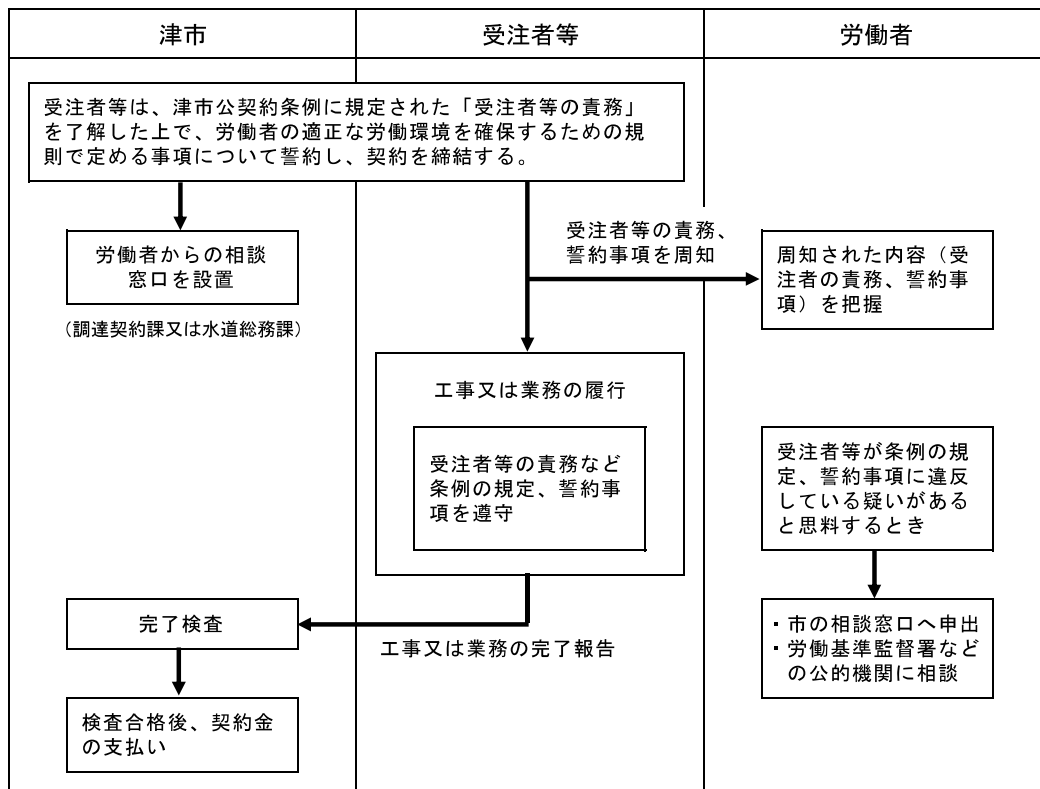
- ・ この条例の施行状況に関する事項
- ・ この条例の目的を達成するための施策に関する事項
- ・ その他市長が必要と認める事項

条例に係る概要図

【公契約締結の場合】



【特定公契約締結の場合】



津市公契約条例に関するお問い合わせ

津市総務部調達契約課

所在地：〒514-8611 三重県津市西丸之内 23 番 1 号

電 話：059-229-3121、059-229-3122

F A X：059-229-3333、059-229-3209

メー ル：229-3121@city.tsu.lg.jp

平成 3 0 年度

津市公契約条例の手引 様式集

平成 3 0 年 4 月

津 市

目 次

- ・ 様式 1 津市公契約条例に関する特記仕様書
- ・ 様式 2 労働環境の確保に係る誓約事項
- ・ 第 1 号様式 労働環境等報告要求書
- ・ 第 2 号様式 労働環境等報告書
- ・ 第 4 号様式 是正措置命令書
- ・ 第 5 号様式 是正措置報告書
- ・ 第 6 号様式 労働環境等申出書
- ・ 第 7 号様式 労働環境等の申出に対する報告書

【様式 1】

津市公契約条例に関する特記仕様書

1 趣旨

この特記仕様は、本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語

この特記仕様における用語は、津市公契約条例（津市条例第 22 号）（以下「条例」という。）において使用する用語の例による。

3 受注者等の責務

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。
- (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。
- (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。
- (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。
- (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。
- (6) 受注者等は、条例第 7 条第 1 項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

4 公契約の解除等

市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。

- (1) 条例第 7 条第 1 項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
- (2) 条例第 8 条第 1 項の規定による命令に従わないとき。
- (3) 条例第 8 条第 2 項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。
- (5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項に違反したとき。

【様式 2】

労働環境の確保に係る誓約事項

津市公契約条例（以下「条例」という。）第 6 条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。

また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。

記

- 1 津市公契約条例施行規則第 8 条に掲げる関係法令（次項において単に「関係法令」という。）を遵守すること。
- 2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）へ報告すること。
- 3 条例第 7 条第 1 項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。
- 4 労働者が条例第 9 条第 1 項の規定による申出（以下「違反申出」という。）をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。
- 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。
- 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。
- 7 市長等が行う施策に協力すること。

第 1 号様式（第 5 条関係）

労働環境等報告要求書

（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長（又は津市上下水道事業管理者） （氏 名） 印

津市公契約条例第 7 条第 1 項の規定により、下記の内容について、報告を求めます。

記

調 査 内 容	
報 告 期 限	年 月 日

第 2 号様式（第 5 条関係）

労働環境等報告書

年 月 日

（宛先）津市長（又は津市上下水道事業管理者）

所在地

報告者 事業者名

代表者の役職・氏名

㊞

年 月 日付け（記号番号）で報告の求めのありました下記
の内容について報告します。

記

調 査 内 容	
報 告 内 容	

第4号様式（第6条関係）

是正措置命令書

（記号番号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長（又は津市上下水道事業管理者） （氏 名） 印

津市公契約条例の規定
下記のとおり誓 約 事 項に違反していますので、津市公契約
条例第8条第1項の規定により是正措置を講ずることを命じます。

速やかに是正措置を講じ、当該措置の内容を報告してください。

記

対象工事・業務等 の 名 称	
違 反 の 内 容	
命 令 の 内 容	
報 告 期 限	年 月 日

第 5 号様式（第 6 条関係）

是正措置報告書

年 月 日

（宛先）津市長（又は津市上下水道事業管理者）

所在地

報告者 事業者名

代表者の役職・氏名

⑨

年 月 日付け（記号番号）で是正措置命令のありました下記の内容について、津市公契約条例第 8 条第 2 項の規定により、是正措置を行いましたので、下記のとおり報告します。

記

措置日	
命令の内容	
是正措置の内容	

第 6 号様式（第 7 条関係）

労働環境等申出書

年 月 日

（宛先）津市長

住 所
申出者 氏 名 ⑩
連 絡 先

津市公契約条例第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申し出ます。
記

雇 用 事 業 者 名	
対 象 工 事 ・ 業 務 等 の 名 称	
公 契 約 従 事 期 間	
対 応 結 果 の 報 告	該当するものに○を記載してください。 ① 希望する ② 希望しない
申 出 内 容	

第 7 号様式（第 7 条関係）

（記号番号）

年 月 日

労働環境等の申出に対する報告書

（氏 名） 様

津市長（又は津市上下水道事業管理者） （氏 名） 印

津市公契約条例施行規則第 7 条第 2 項の規定に基づき、 年 月 日に申出のありました内容について、下記のとおり対応しましたので報告します。

記

申 出 内 容	
対 応 内 容	

【 見 本 】

～ 労働者のみなさんへ津市公契約条例に関するお知らせ ～

下記工事（業務委託）は、津市公契約条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則（以下「規則」という。）に規定された特定公契約です。

条例等の規定に基づき、本工事（業務委託）に携わる労働者のみなさんへ、条例に基づく受注者等（受注者及び受注関係者をいう。）の責務などをお知らせします。

件 名	
発 注 者	津市長 ・ 津市上下水道事業管理者
履行場所	津市
履行期間	年 月 日 ～ 年 月 日

1 条例等に基づく受注者等の責務

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。
- (2) 労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。
- (3) 労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。
- (4) 下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、津市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は津市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。
- (5) 公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。
- (6) 津市からの報告の求め及び立入検査その他津市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。

2 条例等に基づく受注者等の誓約事項

- (1) 規則第8条に規定する関係法令を遵守すること。
- (2) (1)の関係法令に違反し、関係機関からは正勧告等があった場合は、直ちに津市（本工事（業務委託）の契約担当課）へ報告すること。
- (3) 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。
- (4) 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。
- (5) 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。
- (6) 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。
- (7) 市長等が行う施策に協力すること。

3 相談窓口の設置

条例等の規定においては、特定公契約に当たる本工事（業務委託）に携わる労働者のみなさんは、労働条件や労働環境について、万一疑問に思われるようなことがあれば、津市が設置する相談窓口にご相談することができます。

なお、相談方法については、津市指定の申出書に当該申出の事実を証する書類を添付した上で、相談窓口へ持参又は郵送してください。また、当該申出書については、下記相談窓口又は津市ホームページ（<http://www.info.city.tsu.mie.jp/>）から入手することができます。

(1) 発注者が津市長の場合

相談窓口：津市総務部 調達契約課（〒514-8611 津市西丸之内23番1号 津市本庁舎7階）

電 話：059-229-3121（物品調達契約担当）、059-229-3122（工事契約担当）

(2) 発注者が津市上下水道事業管理者の場合

相談窓口：津市水道局 水道総務課（〒514-0073 津市殿村5番地）

電 話：059-237-5803（契約財産担当）

平成30年度

津市公契約条例に係る 契約事務の手引

平成30年4月

総務部 調達契約課

目 次

1 津市公契約条例の目的	1
2 条例の対象となる公契約、受注者等及び労働者の範囲について	2
3 条例施行に伴い契約担当課が行う新たな契約事務について	4
4 労働報酬下限額の試行について	10

【例 規】

・ 津市公契約条例	11
・ 津市公契約条例施行規則	17

【様式】 別冊「津市公契約条例に係る契約事務の手引・別紙資料」参照

・ 別紙 1－1～3	指名通知（入札、入札・長期、見積合わせ、見積徴取）
・ 別紙 4－1～6	執行起案文書（入札、入札・長期、見積合わせ、見積徴取）
・ 別紙 7	津市公契約条例に関する特記仕様書
・ 別紙 8	労働環境の確保に係る誓約事項
・ 別紙 9	労働環境等報告要求書（第 1 号様式）
・ 別紙 10	労働環境等報告書（第 2 号様式）
・ 別紙 11	身分証明書（第 3 号様式）
・ 別紙 12	是正措置命令書（第 4 号様式）
・ 別紙 13	是正措置報告書（第 5 号様式）
・ 別紙 14	労働環境等申出書（第 6 号様式）
・ 別紙 15	労働環境等の申出に対する報告書（第 7 号様式）
・ 別紙 16－1	津市公契約条例の施行状況等に係るアンケート（事業者用）
・ 別紙 16－2	津市公契約条例の施行状況等に係るアンケート（労働者用）
・ 別紙 17	労働者へのお知らせ（見本）

用語の定義

本手引における用語の意義は、次のとおりとします。

- ・ 労働者

公契約に係る業務等に従事する労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 9 条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。

- ・ 受注者等

受注者及び受注関係者をいう。

- ・ 受注者

本市と公契約を締結する者をいう。

- ・ 受注関係者

ア 下請契約、再委託契約等（以下「下請契約等」という。）により、公契約に係る業務等の一部に携わる事業者をいう。

イ 公契約に係る業務等に労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）第 2 条第 1 号に規定する労働者派遣を行う者をいう。

- ・ 市長等

公契約を締結する市長、上下水道事業管理者をいう。

1 津市公契約条例の目的

公契約とは、国や地方自治体等の公的機関が民間事業者等に発注する公共事業に係る契約のことをいい、公契約において、厳しい価格競争を原因とした低価格入札等が引き起こす、業務に従事する労働者へのしわ寄せを防止し、労働者の適正な賃金水準やその他の労働条件等を確保することを主な目的としたのが公契約条例です。

本市においては、本市が発注する工事、製造その他の請負及び業務委託の契約（以下「公契約」という。）における事業者間の競争の激化、落札価格の下落等による労働者の賃金その他の労働環境の悪化が懸念されることに鑑み、公契約に係る基本方針並びに本市及び受注者等の責務を定め、並びにこれらに基づく施策を実施することにより、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図り、もって労働者が労働意欲にあふれ、かつ、住民が豊かで安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的として、津市公契約条例（平成２９年１２月２１日条例第２２号。以下「条例」という。）を制定し、平成３０年４月１日から施行します。



2 条例の対象となる公契約、受注者等及び労働者の範囲について

(1) 条例の対象となる公契約の範囲

本市が発注する工事、製造その他の請負及び業務委託の契約

(2) 条例の対象となる公契約から除く業務等について

津市公契約条例に規定する公契約の業務等に従事する労働者が、同条例第2条第2号に規定する労働者に該当しないことがあらかじめ明確な業務等

※ 主な業務等の例

- ・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による契約のうち公益社団法人津市シルバー人材センターとの随意契約については、業務等に従事する高齢者等の就業形態は、一般的にはシルバー人材センターと高齢者等との間での請負であり、本条例に規定する労働者には該当しないこと及び高齢者等の就労機会の増大を図ることなどを政策目的とした契約であることから、公契約の対象範囲から除きます。また、3号随契による場合で、シルバー人材センター以外の者との契約についても、業務等に従事する労働者が本条例に規定する労働者には該当しないことがあらかじめ明確である場合には公契約の対象から除きます。
- ・ 自治会及びまちづくりを担う住民や地域団体等との随意契約において、住みよい地域社会の構築など政策目的達成のための業務等については、これらに従事する者は、一般的には自治会等の会員等であり、自治会等と雇用関係にないことから、本条例に規定する労働者には該当しないため対象範囲から除きます。

(3) 特定公契約の範囲

条例の対象となる公契約のうち、建設工事及び清掃、警備等人的経費の割合が高い業務委託を「特定公契約」として津市公契約条例施行規則（以下「規則」という。）で定めています。

なお、規則で定める特定公契約については次のとおりです。

ア 工事の請負契約

イ 次に掲げる業務の委託契約

業務の種類	競争入札参加資格者名簿における 希望業種コード及び名称
清掃業務	2101 建築物清掃、2102 建築設備清掃、2103 貯水槽清掃、2104 浄化槽清掃、2105 屋外清掃
人的警備業務	2201 警備のうち 03 機械警備を除いた警備
施設の管理業務	2401 施設運営・管理
設備の運転管理業務又は保守業務	2301 浄化槽保守点検、2302 電気設備保守点検、2303 空調・給排水設備保守点検、2304 機械設備保守点検、2305 通信・放送設備保守点検、2306 消防用設備保守点検、2307 その他保守点検
工事に付随する設計等業務	設計、測量、地質調査等
その他市長が指定する業務	—

(4) 条例の対象となる受注者等の範囲

本市と公契約を締結する受注者及び受注関係者

(5) 条例の対象となる労働者の範囲

公契約に係る業務等に従事する労働者

例) 正社員、パートタイマー、アルバイト、日雇い労働者、派遣労働者

※事務員や個人事業主（一人親方）、指定管理は対象外です。

3 条例施行に伴い契約担当課が行う新たな契約事務について

条例の施行に伴い、契約担当課には、これまでの契約事務に加え新たな事務を行っていただくことになります。

本手引では、契約担当課が執行する契約方法のうち、その大半を占める指名競争入札及び随意契約に係る新たな契約事務について説明します。

(1) 基本的な契約事務の流れ

	新たに生じる事務（○印部分）	
	公契約	特定公契約
① <u>委託業務の分析</u> ↓		○（下記(2)）
②仕様書の作成 ↓		
③契約方法の決定（契約締結の方法） ↓		
④ <u>指名通知書等の作成</u> ↓		○（下記(3)）
⑤業者選定 ↓		
⑥ <u>執行伺いの起案</u> ↓	○（下記(4)）	○（下記(4)）
⑦ <u>指名業者への通知</u> ↓	○（下記(5)）	○（下記(5)）
⑧予定価格の作成 ↓		
⑨入札（見積合わせ）の執行 ↓		
⑩契約締結伺いの起案 ↓		
⑪ <u>契約締結</u> ↓	○（下記(6)(7)(8)）	○（下記(6)(7)(8)）
⑫検査 ↓		
⑬契約代金の支払い		

(2) ①委託業務の分析

当該業務が特定公契約に該当するかを分析してください。

業務等のうち、公契約の対象範囲から除く業務等がありますので、公契約の対象であることを確認の上、分析してください。

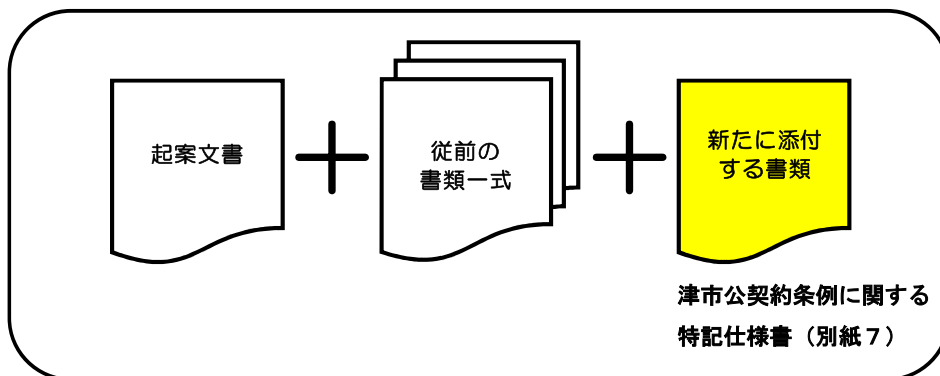
公契約の対象範囲から除く業務等とは、条例に規定する労働者に該当しないことが明確な業務等とし、それらの業務等の詳細や主なものは、2(1)条例の対象となる公契約の範囲（2ページ）を参照してください。

(3) ④指名通知書等の作成

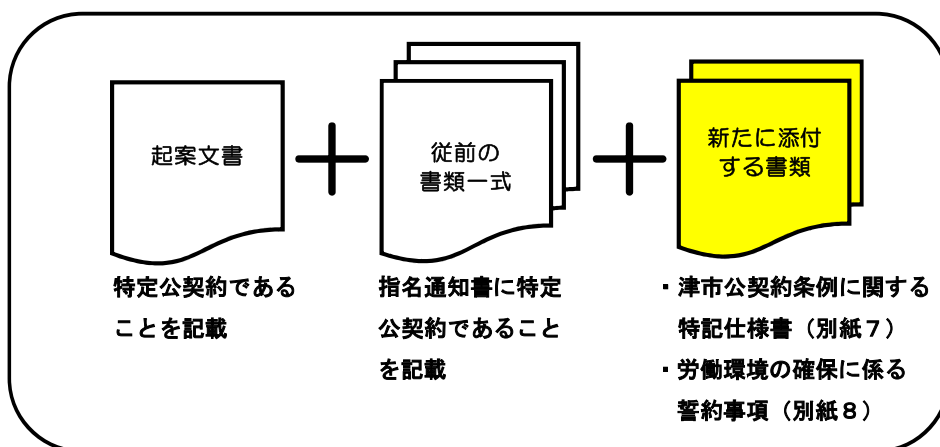
特定公契約にあつては、事業者に対して当該契約が条例の適用を受ける契約であることを入札等に係る指名通知の段階から通知するため、指名通知書にこの旨を記載してください。（別紙１－１、１－２、２、３参照）

(4) ⑥執行伺いの起案

起案文書への添付書類については、従前の書類一式に、津市公契約条例に関する特記仕様書（別紙７）を加えてください。

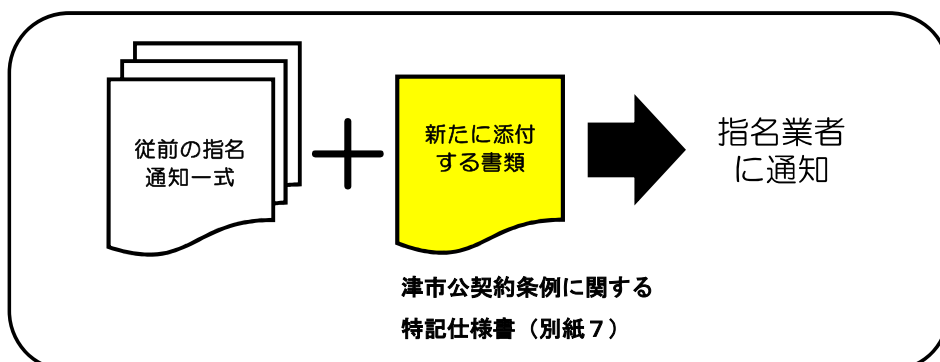


ただし、特定公契約にあつては、起案文書に当該契約が条例の適用を受ける契約であることを記載（別紙４－１、４－２、５、６参照）するとともに、津市公契約条例に関する特記仕様書（別紙７）及び労働環境の確保に係る誓約事項（別紙８）を新たな添付書類として、従前の書類一式に加えてください。

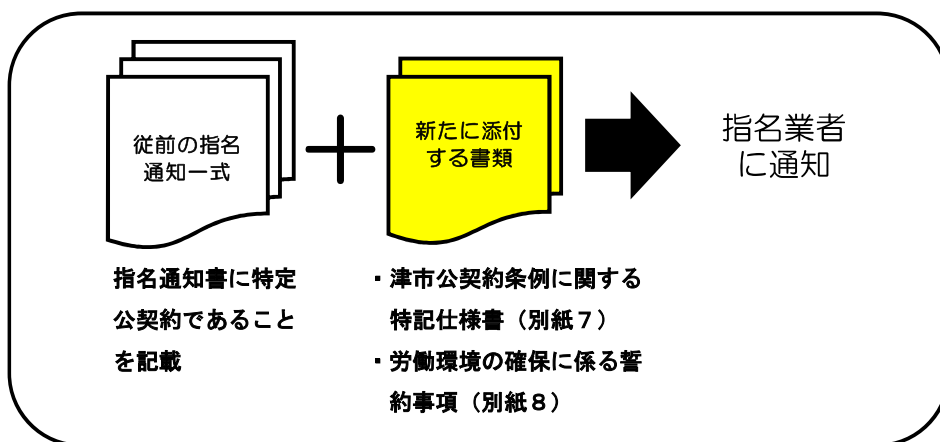


(5) ⑦指名業者への通知

従前の指名通知一式に、津市公契約条例に関する特記仕様書（別紙７）を加え、指名業者に通知してください。

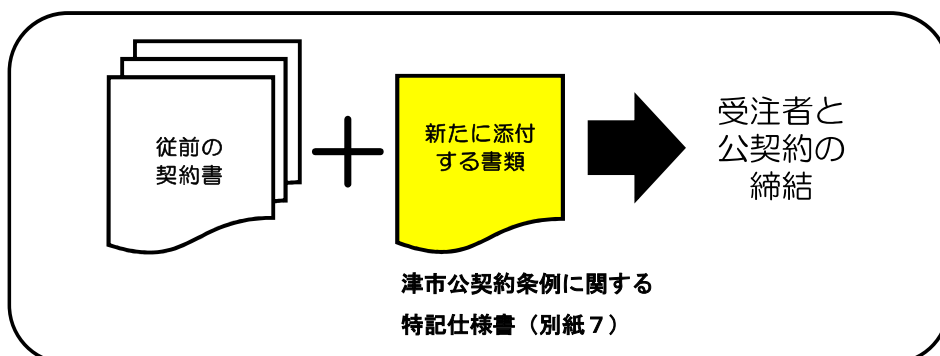


ただし、特定公契約にあっては、従前の指名通知一式に、津市公契約条例に関する特記仕様書（別紙 7）及び労働環境の確保に係る誓約事項（別紙 8）を加え、指名業者に通知（必要に応じて、それぞれの内容を説明）してください。

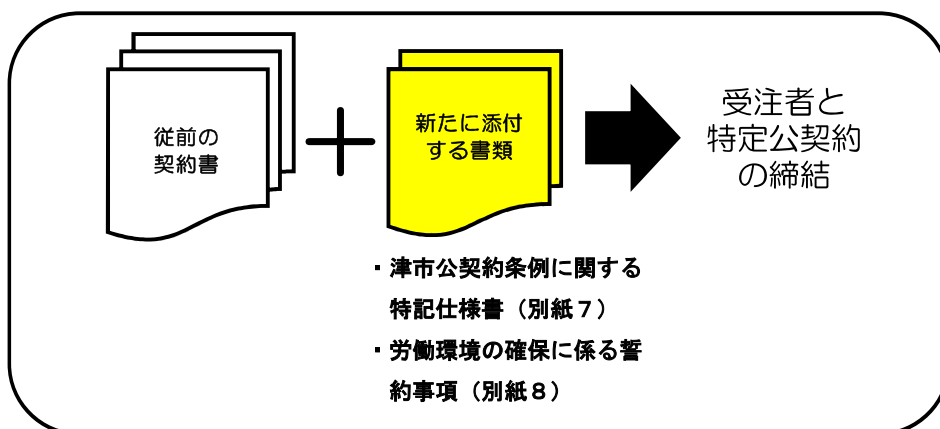


(6) 契約締結

ア 従前の契約書一式に、津市公契約条例に関する特記仕様書（別紙 7）を加えた契約書を作成してください。



イ 特定公契約の場合は、従前の契約書一式に、津市公契約条例に関する特記仕様書（別紙 7）、労働環境の確保に係る誓約事項（別紙 8）を加えた契約書を作成してください。



また、労働者へのお知らせ（別紙 17）については、契約書には綴じ込まずに、契約締結の際、受注者に配布してください。

(7) 条例等の遵守状況の確認

公契約の履行において、労働者の申出、報道や関係機関からの情報提供など（以下「条例等からの申出等」という。）により受注者等が条例（特定公契約にあっては誓約事項も含む。以下「条例等」という。）に違反しているとの情報を得たときには、調達契約課に相談し、必要に応じて受注者等に条例等の遵守状況を確認することになります。

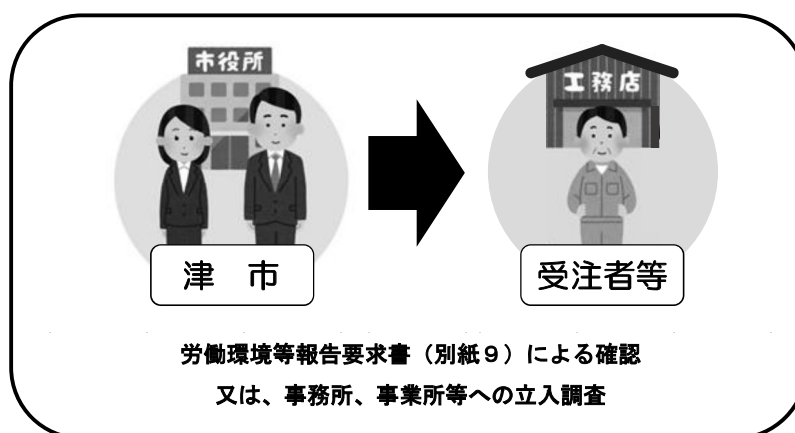
なお、遵守状況の確認は、次の方法で行うこととし、実際に確認したときには、その内容及び結果を調達契約課へ書面にて報告してください。

ア 受注者等に労働環境等報告要求書（別紙９）を送付する。

※ 受注者等には、労働環境等報告書（別紙１０）により回答させてください。

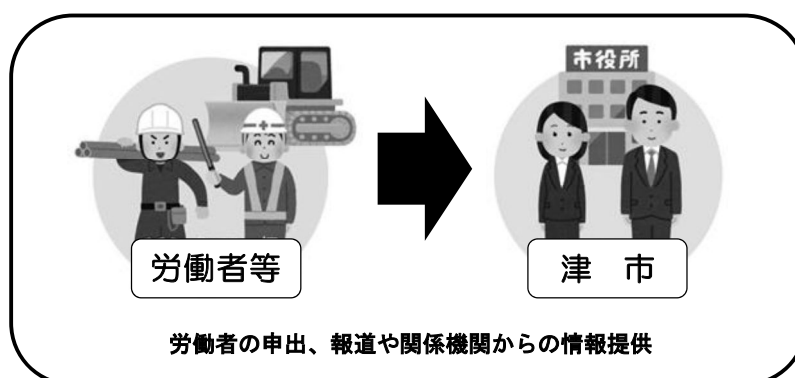
イ 事務所、事業所等への立入検査を実施する。

※ 立入検査を実施する際は、身分証明書（別紙１１）を携帯し、受注者等に呈示できるようにしておく。



【労働者等からの申出等への対応について】

労働者等からの申出等については、その内容を問わず、一旦は契約担当課において内容等を聞き取るなど対応してください。



ただし、対応した結果、労働者からの申出の内容が特定公契約に関わるものであれば、労働環境等申出書（別紙１４）に事実を証する書類を添付し申出するよう当該労働者に伝えとともに、当該申出書の入手方法や条例に基づき設置された相談窓口（※相談窓口は、発注者によって異なります。）を案内してください。

なお、当該申出書は、相談窓口への持参又は郵送での提出に限られていることも伝えてください。

※ 相談窓口について

- ・ 発注者が市長の場合

総務部調達契約課物品調達契約担当又は工事契約担当

所在地：〒514-8611 津市西丸之内23番1号 本庁舎7階

電 話：059-229-3121（物品調達契約担当）

：059-229-3122（工事契約担当）

- ・ 発注者が上下水道事業管理者の場合

津市水道局水道総務課 契約財産担当

所在地：〒514-0073 津市殿村5番地

電 話：059-237-5803

(8) 遵守状況を確認した結果、受注者等が条例等に違反していたとき

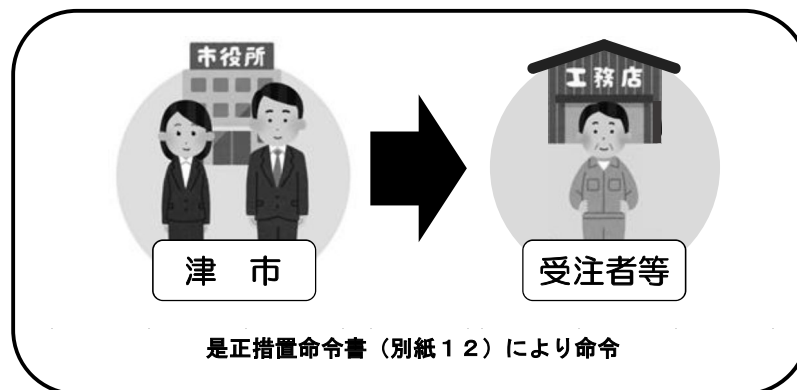
「(7) 条例等の遵守状況の確認」の結果、受注者等が条例等に違反していると認められた時点で、次のとおり「是正措置命令」「関係機関へ通報（違反内容によって必要に応じて）」「公契約の解除」「受注者等の指名停止」など必要な措置を採ることになります。

なお、違反しているか、措置を採らなければならないかについては、契約担当課において判断することになりますが、必要に応じて調達契約課に相談し決定してください。

ア 是正措置の命令

受注者等に違反内容を是正するために必要な措置を速やかに講ずるよう是正措置命令書（別紙12）により命令するとともに、当該命令書の写しを調達契約課に提出してください。

また、是正措置の命令を受けた受注者等には、講じた措置内容を是正措置報告書（別紙13）により回答させてください。



イ 関係機関への通報

特定公契約に限り、受注者等に条例等の遵守状況を確認した結果、受注者等が規則で定める関係法令※に関する違反であった場合、必要に応じて関係機関へ通報してください。

※ 規則で定める関係法令

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (3) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (4) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）
- (5) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）

- (6) 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）
- (7) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (8) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (9) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (10) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (11) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (12) 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）
- (13) 前各号に掲げる法律に基づく命令

ウ 公契約の解除、受注者等の指名停止等

受注者等が次のいずれかに該当するときは、公契約の解除や受注者等の指名停止の措置を採ることになるため、契約担当課において公契約の解除等に係る書類※を作成し、調達契約課に合議又は提出してください。

書類の作成に関して不明な点がある場合は、必要に応じて調達契約課に相談してください。

- (7) 受注者等が、「3 条例施行に伴い契約担当課が行う新たな契約事務について（7）条例等の遵守状況の確認」にある報告等について、その報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。
- (イ) 本市からの是正措置命令に従わないとき。
- (ウ) 受注者等が、「3 条例施行に伴い契約担当課が行う新たな契約事務について（8）遵守状況を確認した結果、受注者等が条例等に違反していたとき ア 是正措置の命令」にある報告について、その報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (エ) （ア）（イ）（ウ）に掲げるもののほか、この条例の規定に違反したとき。
- (オ) 誓約事項に違反したとき。（特定公契約に限る。）

※ 公契約の解除等に係る書類について

- (1) 公契約の解除：契約解除通知など
- (2) 指名停止：津市建設工事等指名停止基準第9条に規定する報告書など

4 労働報酬下限額の試行について

労働報酬下限額とは、本市の公契約に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、労働者に一定の賃金額を保証するものであり、受注者等から労働者に対して支払われる1時間当たりの労働報酬の下限額を本市が設定しようとするものです。

本市では、条例において、発注者の責務として、この労働報酬下限額を定めることについて検討することを規定し、条例施行後5年以内に、必要な措置を講ずるものとしています。

また、検討にあたっては、労働報酬下限額の設定が本市の公契約に従事する労働者の労働環境の確保等のため有効に作用し、かつ、事業者等にとって過度な負担とならない方法であって、労使双方から理解される施策となるよう、労働報酬下限額の試行運用や、その試行結果等について、労使双方の代表者や中立的な立場の有識者から成る公契約審議会の意見を聞くなどして、検討することとしています。

なお、試行にあたっては、入札等に係る公告又は指名通知等において、「当該契約が労働報酬下限額の試行対象であること」「労働報酬下限額の金額」などについて文書に明記して発注することとしますが、試行に係る事務の詳細については、調達契約課から直接担当課に説明させていただきます。

※公契約審議会とは。

公契約の適切な運用を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、労働団体関係者、事業者団体関係者及び有識者等で構成する審議会をいう。

当該審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議及び市長に意見を述べることができる。

- ・ この条例の施行状況に関する事項
- ・ この条例の目的を達成するための施策に関する事項
- ・ その他市長が必要と認める事項

1 平成30年度

	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	備 考
・建設工事Ⅰ											① 9月(建設工事)、9・10月(業務委託)に 試行対象案件を発注、契約締結 ② 初回の報酬支払い後 ・ 受注者から労働状況台帳(受注関係者分 も含む。)が提出される。 ・ 試行に係る書面作成等の事務量について 聞き取り、又はアンケートを実施(受注者、 受注関係者) ③ 最終の報酬支払い後 ・ 受注者から労働状況台帳(受注関係者分 も含む。)が提出される。 ・ 条例の施行状況等に係るアンケートを実 施(受注者、受注関係者 、労働者) ④ 労働状況台帳の内容及び条例の施行状況 等に係るアンケート結果を検証 ※ 労働状況台帳の提出及びアンケートの実施 については、必要に応じ、工事(履行)期間中 に求めることとする。
・建設工事Ⅱ											
・建設工事Ⅲ											
・建設工事Ⅳ											
※試行対象 予定価格1,000万円以上の建設工事											
・業務委託Ⅰ											③④
・業務委託Ⅱ											
※試行対象 予定価格100万円以上の設備の運 転管理又は保守業務											
津公契約審議会											・第1回開催 8月7日 ・第2回開催 11月頃 【議題案】試行対象案件の契約締結状況に ついて など ・第3回開催 1月頃 【議題案】試行対象契約に係る状況報告及 び検証、次年度の労働報酬下限 額及び試行対象案件について など ・第4回開催 3月頃 【議題案】平成30年度試行の結果検証 など

2 平成31年度～平成34年度

	4月	5月	6月	～				3月	4月	5月	備 考
建設工事 ※試行対象 予定価格1,000万円以上の建設工事の 中から3件から5件程度抽出	①		②					③④			① 建設工事は適宜、業務委託は4・5・6月頃に 試行対象案件を発注、契約締結 ② 対象労働者へ初回の報酬支払い後 ・ 受注者から労働状況台帳(受注関係者分 も含む。)が提出される。 ・ 試行に係る書面作成等の事務量について 聞き取り、又はアンケートを実施(受注者、 受注関係者) ③ 対象労働者へ最終の報酬支払い後 ・ 受注者から労働状況台帳(受注関係者分 も含む。)が提出される。 ・ 条例の施行状況等に係るアンケートを実 施(受注者、受注関係者、労働者) ④ 労働状況台帳の内容及び条例の施行状況 等に係るアンケート結果を検証 ※ 労働状況台帳の提出及びアンケートの実施 については、必要に応じ、工事(履行)期間中 に依頼することとする。
業務委託 ※試行対象 予定価格1,000万円以上の「清掃業務」 「人的警備業務」「施設の管理業務」「設備 の運転管理又は保守業務」「施設の管理 業務」委託の中から3件から5件程度抽出	①	②						③④			
津公契約審議会		第1 回 開催		第2 回 開催		第3 回 開催		第4 回 開催			・第1回開催予定 5月頃 ・第2回 〃 9月頃 ・第3回 〃 12月頃 ・第4回 〃 3月頃

公契約条例等制定自治体比較一覧

		①野田市	②川崎市	③多摩市	④相模原市	⑤国分寺市
条例名称		野田市公契約条例	川崎市契約条例	多摩市公契約条例	相模原市公契約条例	国分寺市公共調達条例
施行日		平成22年2月1日	平成23年4月1日	平成24年4月1日	平成24年4月1日	平成24年12月1日
対象案件	工事	予定価格4,000万円以上	予定価格6億円以上	予定価格5,000万円以上	予定価格1億円以上	予定価格9,000万円以上
	委託	予定価格1,000万円以上 ①施設の設備・機器の運転・管理 ②施設の設備・機器の保守点検 ③施設の清掃 ④施設の電話交換・受付・案内 ⑤施設の警備・駐車場の整理（機械警備を除く） ⑥文化会館の舞台設備・機器の運転 ⑦不燃物の処理施設の設備・機器の運転等 ⑧学校給食の調理及び運搬	予定価格1,000万円以上 ①警備 ②建物清掃等 ③屋外清掃 ④施設維持管理 ⑤電算関連業務 ⑥給食調理業務	予定価格1,000万円以上 ①施設又は公園の管理業務 ②施設・下水道管渠等清掃業務 ③街路樹等の維持管理業務 ④可燃物等の収集運搬業務 ⑤送迎バスの運行業務 ⑥子育て支援業務 ⑦高齢者支援業務 ⑧障がい者支援業務	予定価格500万円以上 ①警備業務 ②清掃業務 ③設備運転監視業務 ④案内業務 ⑤労働者派遣 ⑥給食調理業務 ⑦データ入力業務 ⑧窓口受付業務	予定価格1,000万円以上 ①施設の設備・機器の運転・管理 ②施設の清掃 ③資源物等の収集・運搬
	指定管理	指定管理者の候補者決定の際に雇用される労働者の賃金等を評価	対象（指定管理費1,000万円以上）	対象（市長又は教育委員会が必要と認めたもの）	対象	対象（指定管理費1,000万円以上のうち規則で定めるもの）
	その他	市長が特に必要と認めるもの…保健センター及び急病センターの清掃	市が1/4以上出資する出資法人及びPFI事業者…市に準じた取扱いをするよう努めること	適正な賃金等の水準を確保するため、市長が特に必要であると認めるもの	出資法人等…市に準じた取扱いをするよう努めること	
賃金の算定	工事	公共工事設計労務単価の85%	公共工事設計労務単価の90%	公共工事設計労務単価の90% 未熟練工は1,000円	公共工事設計労務単価の90% 未熟練工は1,000円	公共工事設計労務単価の90%
	委託	職種別に設定 建築保全業務労務単価（国交省）や市職員給与、発注実績等を勘案し設定。 施設の設備又は機器の運転管理 1,570円 " の保守点検 1,570円 施設清掃 919円 電話交換、受付案内 1,000円 警備、駐車場の整理 1,150円 等	995円 地域別最低賃金等を勘案し設定。	職種別に設定 生活保護法に規定する額を基準に算定。 公園管理等 995円 街路樹維持管理 1,010円 下水道管渠清掃等 1,290円 学校給食センター調理等 1,070円 等	1,000円 地域別最低賃金等を勘案して得た額。	職種別に設定 設備の保守点検 986円 施設・設備の管理 975円 施設の清掃等 975円
	H 2 9 年度地域別最低賃金	868円	956円	958円	956円	958円
対象労働者の範囲	労働者（工事・委託）（※1）	（ア）受注者に雇用されている者 （イ）下請業者に雇用されている者 （ウ）労働者派遣法によって受注者又は下請業者に派遣されている者	（ア）受注者に雇用されている者 （イ）下請業者に雇用されている者	（ア）受注者に雇用されている者 （イ）下請業者に雇用されている者 （ウ）労働者派遣法によって受注者又は下請業者に派遣されている者 ※ただし委託及び指定管理者協定にあっては、満60歳以上の者を除く	（ア）受注者に雇用されている者 （イ）下請業者に雇用されている者 （ウ）労働者派遣法によって受注者又は下請業者に派遣されている者	（ア）受注者に雇用されている者 （イ）下請業者及び再委託先業者に雇用されている者 （ウ）労働者派遣法により派遣されている者
	一人親方の適用（※2）	適用 一人親方のうち、資材を調達せず、かつ、機械を持ち込まないことで実質的に雇用労働者と同様の労働者をいいます。（資材・機械を自ら用意する一人親方は非適用）	適用 自らが提供する労務の対価を得るために請負契約により当該工事契約に係る作業に従事するもの（一人親方）	適用 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請ものとの請負の契約により公契約に係る業務に従事する者（いわゆる一人親方）	適用 請負契約により対象工事請負契約に係る作業に従事する者	適用 自らが提供する労務の対価を得るために、受注者又は下請者との請負契約により対象工事請負契約に係る作業に従事する方（いわゆるひとり親方）
		※1 労基法第9条に規定する労働者のうち日々雇用、臨時雇用、アルバイト、パートなど、その業務に専ら従事する者が対象。 ※2 下請業者、再委託業者に雇用される者を含む。				

公契約条例等制定自治体比較一覧

		⑥渋谷区	⑦厚木市	⑧足立区	⑨ ^{ノウガタシ} 直方市	⑩ ^{ミギ} 三木市
条例名称		渋谷区公契約条例	厚木市公契約条例	足立区公契約条例	直方市公契約条例	三木市公契約条例
施行日		平成25年1月1日	平成25年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年7月1日
対象案件	工事	①予定価格1億円以上 ②区長が特に必要と認める工事	予定価格1億円以上	予定価格1億8,000万円以上	予定価格5,000万円以上	予定価格5,000万円以上
	委託	予定価格1,000万円以上 ①施設等の清掃業務 ②保育施設運営業務 ③給食調理業務	予定価格1,000万円以上 ①庁舎その他の建物における清掃、警備、駐車場管理、受付、案内又は電話交換 ②道路、公園その他の施設の清掃 ③給食調理	予定価格1,000万円以上 ①施設の設備・機器の運転・管理 ②電話交換、受付・案内 ③その他区長が定めるもの	予定価格1,000万円以上 ①施設等の管理運営業務 ②施設等の清掃業務 ③施設等の警備 ④一般廃棄物収集運搬業務 ⑤学童保育所運営業務 ⑥学校給食調理業務 ⑦窓口業務 ⑧外国語指導業務	予定価格1,000万円以上 ①庁舎その他の建物における清掃、警備、駐車場管理、受付、案内又は電話交換 ②道路、公園その他の施設の清掃 ③給食調理
	指定管理	対象（渋谷区公会堂条例、特別養護老人ホーム条例及び高齢者在宅サービスセンターの条例に基づき設置する公の施設）	対象（老人憩いの家と社会教育集会所を除く）	対象（規則で定めるもの）	対象（指定管理費1,000万円以上のうち市長又は教育委員会が必要であると認めたもの）	対象（予定価格1,000万円以上）
	その他		出資法人等…市に準じた取扱いをするよう努めること			
賃金の算定	工事	公共工事設計労務単価の90% 未熟練工は993円	公共工事設計労務単価の90% 未熟練工は988円	公共工事設計労務単価の90% 未熟練工は1,191円	公共工事設計労務単価の80%	公共工事設計労務単価の90%
	委託	993円	988円	970円	865円	890円
		職員給与条例に定められた額を勘案して算定。	最低賃金法に規定する地域別最低賃金額 その他公的機関が定める労務単価の基準	足立区臨時職員単価（事務補助A）と同額	直方市行政職給料表 1級5号給を下回らない額	最低賃金額、その他公的機関が定める労務単価基準及び市職員給料単価等を勘案した額
H 2 9 年度地域別最低賃金		958円	956円	958円	789円	844円
対象労働者の範囲	労働者（工事・委託）（※1）	（ア）受注者に雇用されている者 （イ）下請業者に雇用されている者	（ア）受注者に雇用されている者 （イ）下請業者及び再委託先業者に雇用されている者 （ウ）労働者派遣法により派遣されている者	（ア）受注者に雇用されている者 （イ）下請業者及び再委託先業者に雇用されている者 （ウ）労働者派遣法により派遣されている者	（ア）受注者に雇用されている者 （イ）下請業者に雇用されている者 （ウ）労働者派遣法によって受注者又は下請業者に派遣されている者 ※ただし委託及び指定管理者協定にあっては、満60歳以上の者を除く	（ア）受注者に雇用されている者 （イ）下請業者に雇用されている者 （ウ）労働者派遣法によって受注者又は下請業者に派遣されている者
	一人親方の適用（※2）	適用 自らが提供する労務の対価を得るために、受注者又は受注関係者との請負の契約により対象契約に従事する者（いわゆる一人親方）	適用 自らが提供する労働の対価を得るため、受注者又は受注関係者から公契約に係る業務を請け負う者（いわゆる一人親方）	適用 自らが提供する役務の対価を得るため、受注者又は受注関係者との請負の契約により適用契約等に係る業務に従事する者（いわゆる一人親方）	適用 公契約に係る作業に従事するために締結した請負契約における請負代金として支払われるもの。請負代金が、その業務に係る作業の出来高に応じて支払われる場合は、その支払われる額。	適用 自らが提供する労働の対価を得るため、受注者又は受注関係者から公契約に係る業務に従事する者（いわゆる一人親方）
		※1 労基法第9条に規定する労働者のうち日々雇用、臨時雇用、アルバイト、パートなど、その業務に専ら従事する者が対象。 ※2 下請業者、再委託業者に雇用される者を含む。				

公契約条例等制定自治体比較一覧

		⑪千代田区	⑫世田谷区	⑬草加市	⑭ ^{アビコ} 我孫子市	⑮ ^{カサイ} 加西市
条例名称		千代田区公契約条例	世田谷区公契約条例	草加市公契約基本条例	我孫子市公契約条例	加西市公契約条例
施行日		平成26年10月1日	平成27年4月1日	平成27年4月1日	平成27年4月1日	平成27年4月1日
対象案件	工事	予定価格1億5,000万円以上	予定価格3,000万円以上	予定価格1億5,000万円以上	予定価格1億円以上	予定価格5,000万円以上
	委託	予定価格3,000万円以上 ①施設管理業務 ②給食調理業務 ③警備、車両運行業務 ④清掃業務 ⑤廃棄物、資源等回収業務 ⑥窓口、管理業務	予定価格2,000万円以上 予定価格2,000万円以上の委託業務（不動産の買い入れ及び物件の借り入れ以外）	予定価格1,000万円以上 ①予定価格1,000万円以上の委託業務 ②その他市長が定めるもの	予定価格2,000万円以上 ①施設清掃、警備、駐車場管理、受付、案内又は電話交換業務 ②設備機器保守点検、又は維持管理業務 ③給食調理業務 ④廃棄物、資源等収集運搬業務 ⑤廃棄物処理、資源等処理又は終末処理に係る管理業務 その他、窓口業務、プール開放、移動図書館、庁用車運転運行管理、体育大会、ファミリーサポート事業	予定価格1,000万円以上 ①施設又は公園の管理運営業務 ②施設、下水道管渠等の清掃業務 ③街路樹等の維持管理業務 ④一般廃棄物等の収集運搬業務 ⑤給食運搬車等の運行業務
	指定管理	対象	対象（指定管理費2,000万円以上）※賃金等を確認するための帳票提出の対象は、予定価格0円以上（全件）	対象（予定価格1,000万円以上）	対象（予定価格2,000万円以上）	対象（予定価格1,000万円以上）※市民会館、体育施設、都市公園、市立善防園
	その他		賃金等の労働条件が適正であることを確認するための帳票提出の対象は、予定価格50万円以上			
賃金の算定	工事	公共工事設計労務単価の86%	公共工事設計労務単価の85%	公共工事設計労務単価の90%	公共工事設計労務単価の80%	公共工事設計労務単価の90%
	委託	1,042円 区職員給与等を勘案して得た額	1,020円 地域別最低賃金、世田谷区臨時職員単価等を勘案して得た額	913円 草加市現業職員の初任給を勘案して得た額	869円 地域別最低賃金、我孫子市臨時職員単価等を勘案して得た額	875円 地域別最低賃金、そのほかの公的機関が定める労務単価の基準等を勘案して得た額
	H 2 9 年度地域別最低賃金	958円	958円	871円	868円	844円
対象労働者の範囲	労働者（工事・委託）（※1）	（ア）受注者に雇用されている者 （イ）下請業者に雇用されている者 （ウ）労働者派遣法によって受注者又は下請業者に派遣されている者	（ア）受注者に雇用されている者 （イ）下請業者に雇用されている者 （ウ）労働者派遣法によって受注者又は下請業者に派遣されている者	（ア）受注者に雇用されている者 （イ）下請業者に雇用されている者 （ウ）労働者派遣法によって受注者又は下請業者に派遣されている者	（ア）受注者に雇用されている者 （イ）下請業者に雇用されている者 （ウ）労働者派遣法によって受注者又は下請業者に派遣されている者	（ア）受注者に雇用されている者 （イ）下請業者に雇用されている者 （ウ）労働者派遣法によって受注者又は下請業者に派遣されている者
	一人親方の適用（※2）	適用 自らが提供する役務の対価を得るため、受注者又は受注関係者との請負の契約により特定公契約に係る業務に従事する者（いわゆる一人親方）	適用 自らが提供する労務の対価を得るため、事業者又は下請負者との請負契約により公契約に係る業務に従事する者	適用 自らが提供する労務の対価を得るため、事業者又は下請負者との請負の契約により適用公契約に係る業務に従事する者（いわゆる一人親方）	適用 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者又は下請負者との請負契約により公契約に係る業務に従事する者	適用 自らが提供する労働の対価を得るため、受注者又は下請負者との請負契約により公契約に係る業務に従事する者（いわゆる一人親方）
		※1 労基法第9条に規定する労働者のうち日々雇用、臨時雇用、アルバイト、パートなど、その業務に専ら従事する者が対象。 ※2 下請業者、再委託業者に雇用される者を含む。				

公契約条例等制定自治体比較一覧

		⑯高知市	⑰加東市	⑱豊橋市	⑲越谷市	⑳目黒区
条例名称		高知市公共調達条例	加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例	豊橋市公契約条例	越谷市公契約条例	目黒区公契約条例
施行日		平成27年10月1日	平成27年7月1日	平成28年4月1日	平成29年4月1日	平成30年10月1日
対象案件	工事	予定価格1億5,000万円以上	予定価格1億円以上	予定価格1億5,000万円以上	予定価格5,000万円以上	予定価格5,000万円以上
	委託	予定価格500万円以上	予定価格1,000万円以上	予定価格1,000万円以上	予定価格1,000万円以上	予定価格1,000万円以上
		①庁舎等に係る建物清掃業務 ②庁舎等に係る人的警備業務 ③庁舎等に係る受付案内業務、電話交換業務及びコールセンター業務 ④給食調理業務	①施設等の管理運営業務 ②施設等の清掃業務 ③施設等の警備業務 ④料金徴収等事務業務 ⑤給食調理業務	①庁舎清掃業務又は病院清掃業務 ②施設警備業務又は会場警備業務 ③除草又は草刈業務 ④草地又は樹木管理業務 ⑤草花管理業務 ⑥給食補助業務 ⑦人材派遣業務 ⑧庁舎受付業務又は施設受付業務	①建物清掃業務 ②施設運転管理業務 ③食堂業務 ④放置自転車保管場所管理業務 ⑤相談支援業務 ⑥医療業務 ⑦設備保守管理業務 ⑧公園・街路樹等の維持管理業務 ⑨越谷市立病院内保育室運営業務 ⑩越谷市立病院病棟保育業務 ⑪越谷市立病院警備業務 ⑫越谷市立病院電話交換業務	①施設の総合的な管理業務 ②給食調理業務
		指定管理	対象	対象	対象（予定価格1,000万円以上）	対象（委託料上限：予定価格1,000万円以上）
	その他					
賃金の算定	工事	公共工事設計労務単価の80%	公共工事設計労務単価の90%	公共工事設計労務単価の75%	公共工事設計労務単価の90% 未熟練工は1,260円	公共工事設計労務単価（額は未定）
	委託	784円	880円	886円	960円	
		地域別最低賃金、生活保護法、その他公的機関が定める労務単価の基準等を勘案して得た額	地域別最低賃金、その他公的機関が定める労務単価の基準、市職員の給料単価等を勘案して得た額	地域別最低賃金、その他公的機関が定める労務単価の基準等を勘案して得た額	地域別最低賃金、生活保護法、その他公的機関が定める労務単価の基準等を勘案して得た額	臨時職員の給与
H 2 9 年度地域別最低賃金		737円	844円	871円	871円	958円
対象労働者の範囲	労働者（工事・委託）（※1）	（ア）受注者に雇用されている者 （イ）下請業者に雇用されている者 （ウ）労働者派遣法によって受注者又は下請業者に派遣されている者	（ア）受注者に雇用されている者 （イ）下請業者に雇用されている者 （ウ）労働者派遣法によって受注者又は下請業者に派遣されている者	（ア）受注者に雇用されている者 （イ）下請業者に雇用されている者 （ウ）労働者派遣法によって受注者又は下請業者に派遣されている者	（ア）受注者に雇用されている者 （イ）下請業者に雇用されている者 （ウ）労働者派遣法によって受注者又は下請業者に派遣されている者	（ア）受注者又は受注関係者に雇用されている者 （イ）下請業者に雇用されている者 （ウ）労働者派遣法によって受注者又は下請業者に派遣されている者
	一人親方の適用（※2）	適用 当該請負工事に係る作業を請負契約により行う「一人親方」	適用 自らが提供する労働の対価を得るため、受注者等との請負契約により対象公契約に係る業務に従事する者（いわゆる一人親方）	適用 自らが提供する労務の対価を得るため、事業者との請負の契約により特定公契約に係る業務に従事する者（いわゆる一人親方）	適用 対象契約に従事する労働者（一人親方を含む）	適用 自らの労務の対価を得るために公契約に係る業務の一部を請負、又は受託した事業者
	※1 労基法第9条に規定する労働者のうち日々雇用、臨時雇用、アルバイト、パートなど、その業務に専ら従事する者が対象。 ※2 下請業者、再委託業者に雇用される者を含む。					

公契約条例等制定自治体比較一覧

		㊴日野市
条例名称		日野市公契約条例
施行日		平成30年10月1日
対象案件	工事	
	委託	
	指定管理	
	その他	
賃金の算定	工事	公共工事設計労務単価（額は未定）
	委託	
		地域別最低賃金、市臨時職員の賃金単価、その他公的機関が定める労務単価の基準等を勘案して得た額
H 2 9 年度地域別最低賃金		958円
対象労働者の範囲	労働者（工事・委託）（※１）	（ア）受注者又は受注関係者に雇用されている者 （イ）下請業者に雇用されている者 （ウ）労働者派遣法によって受注者又は下請業者に派遣されている者
	一人親方の適用（※２）	適用 自らの労務の対価を得るために請負の契約により公契約に係る業務に従事する者